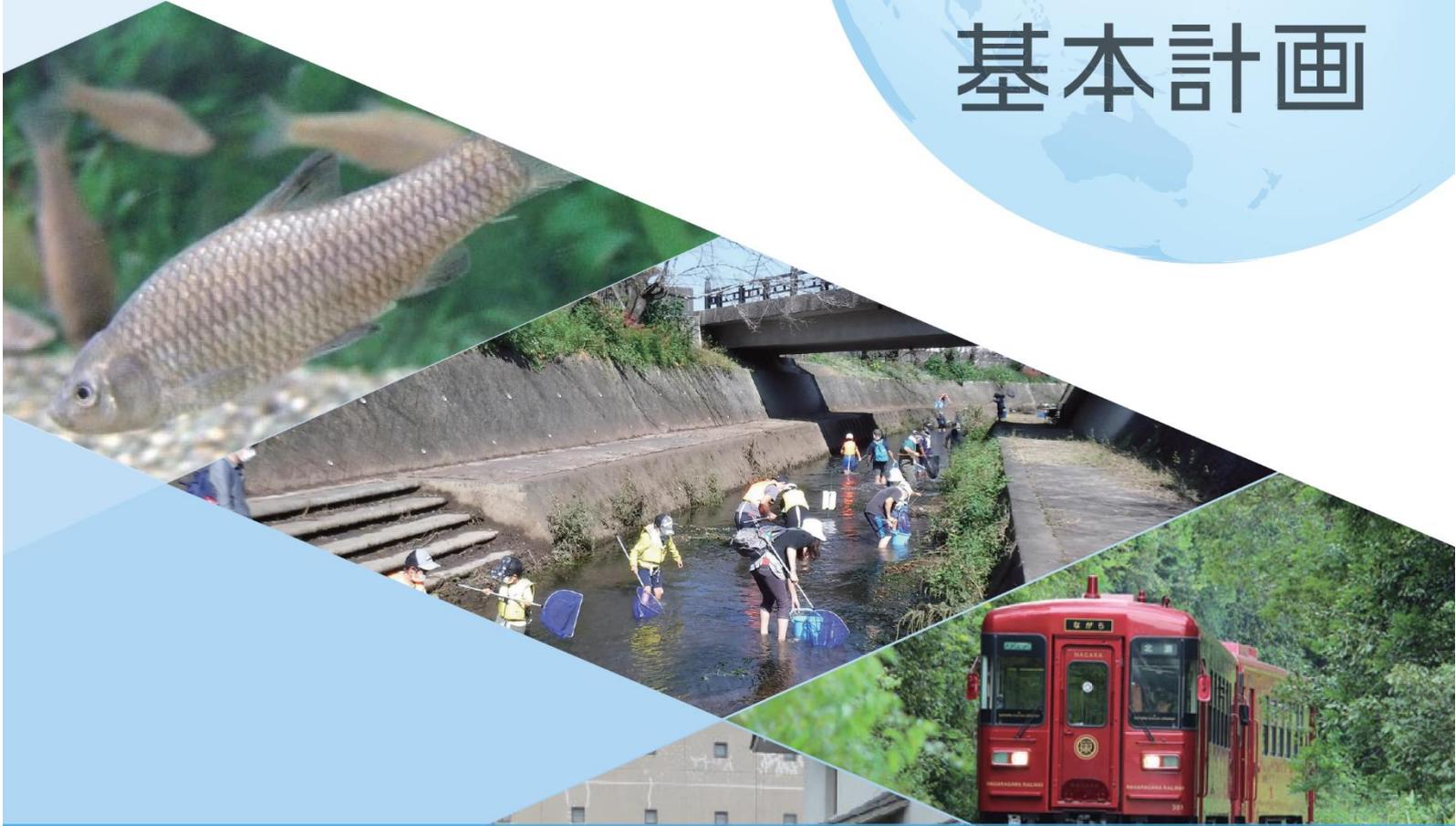
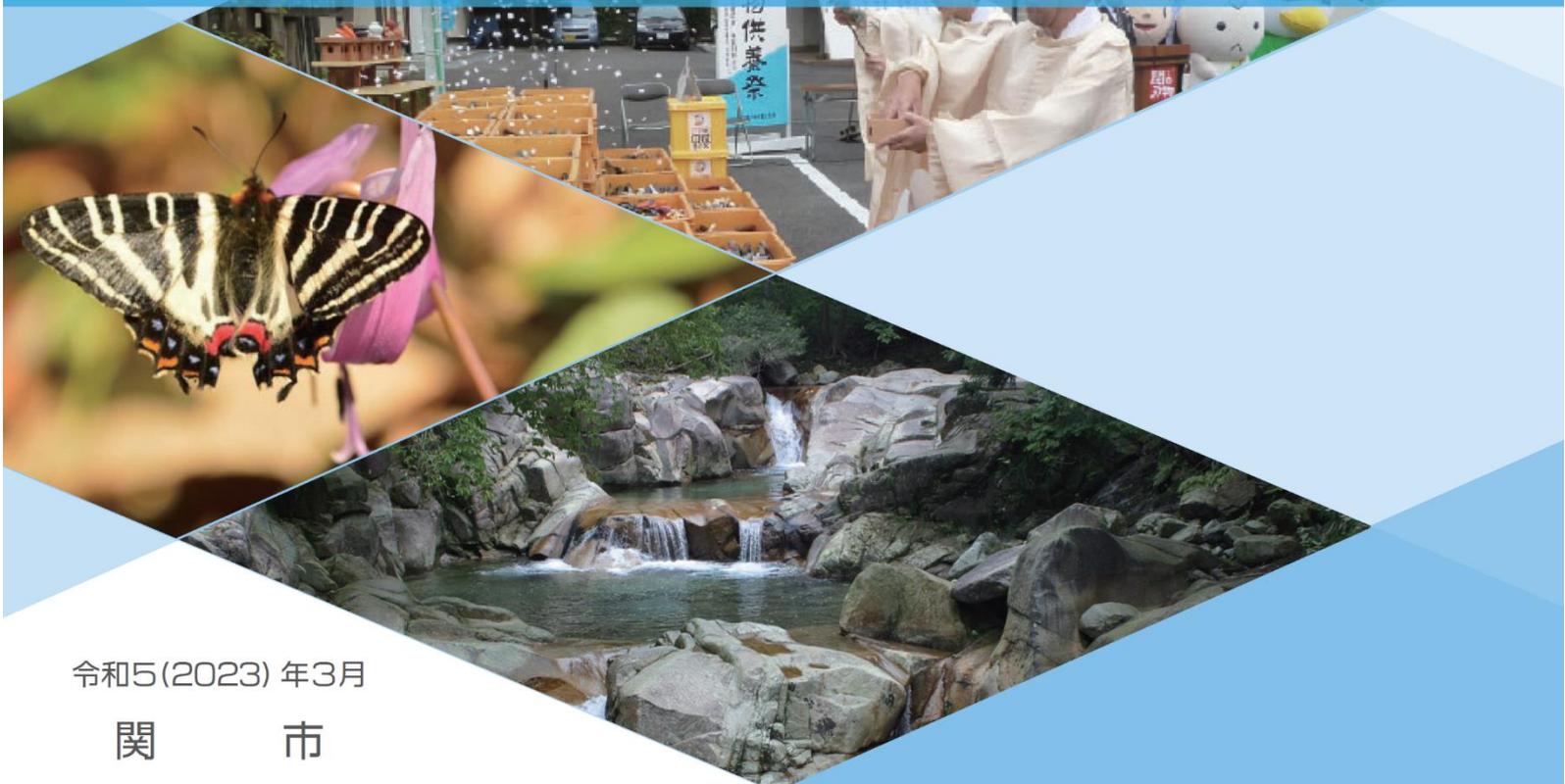


[第二期] 関市環境 基本計画



自然と産業と伝統文化が調和した心豊かなまち せき
～みんなで環境を想い、力をあわせてつくります～



令和5(2023)年3月

関 市

はじめに

関市は清流長良川、津保川、板取川、武儀川が流れ、周辺には山林が広がる水と緑が豊かなまちです。こうした自然に恵まれた環境のもと、歴史ある小瀬鵜飼や伝統ある刃物産業など歴史・文化的に価値のある資源も有しています。

このかけがえのない環境を保全していくため、平成16（2004）年3月に「関市環境基本計画」を策定し、5年ごとを基本として見直しを行ってまいりました。

世界においては、「持続可能な開発目標（SDGs）」や「パリ協定」の採択が行われ、国においても「地球温暖化対策計画」や「第五次環境基本計画」が策定されました。また、令和2（2020）年10月には、2050年カーボンニュートラルを宣言するなど、環境に関する動向はめまぐるしく変化しています。

本市においても計画策定時は、令和5（2023）年度までを計画期間としていましたが、世界や国の動向とともに令和4（2022）年2月に2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「関市ゼロカーボンシティ宣言」を行ったことも踏まえて、現行計画の計画期間を令和4（2022）年度までとし、「第二期 関市環境基本計画」を策定しました。

環境問題は、一人ひとりのライフスタイルや経済・社会システムと深く関わっており、環境問題の解決にはあらゆる観点からの社会変革が求められています。本計画を市民・団体・事業者・市が一体となって推進していくことで、大気や水などが良好に保たれた快適な生活環境を保全するとともに、気候変動問題や循環型社会の実現、生物多様性の保全といった環境問題の解決に向け、経済や社会との統合的向上を図る施策に積極的に取り組んでまいります。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり熱心にご協議いただきました「関市環境審議会」の委員の皆様、貴重なご意見をいただきました市民の皆様、並びに関係各位に心から厚くお礼を申し上げます。



令和5年3月

関市長 尾 関 健 治

目次

| | |
|----------------------------------|-----------|
| 第1章 環境基本計画の策定について | 1 |
| 1. 計画策定の背景 | 1 |
| 2. 計画の目的 | 1 |
| 3. 計画の役割と位置づけ | 2 |
| 4. 計画の期間 | 2 |
| 第2章 関市を取り巻く環境に関する動向 | 3 |
| 1. 近年の環境を取り巻く動向 | 3 |
| 2. 関市における環境に関する動向 | 7 |
| 3. 関市の概要 | 10 |
| 4. これまでの取組状況 | 18 |
| 第3章 計画の基本的な考え方 | 24 |
| 1. 将来像 | 24 |
| 2. 基本目標 | 25 |
| 3. 施策体系 | 27 |
| 4. 環境基本計画の推進体制 | 28 |
| 第4章 施策の展開 | 29 |
| ページの構成・見方について | 29 |
| 基本目標Ⅰ 脱炭素を目指すまち | 30 |
| 基本目標Ⅱ 自然と共生するまち | 43 |
| 基本目標Ⅲ 資源を無駄なく使うまち | 53 |
| 基本目標Ⅳ 安心して暮らせる快適なまち | 63 |
| 基本目標Ⅴ 一人ひとりが行動するまち | 74 |

第5章 重点施策.....81

重点施策と目標指標81

重点施策Ⅰ 脱炭素に向けた取組～地球温暖化対策関連～82

重点施策Ⅱ 自然環境の保全と共生～自然共生関連～83

重点施策Ⅲ 循環型社会の実現に向けた取組～資源循環関連～84

重点施策Ⅳ 魅力あるまちづくりの推進～景観美化関連～85

重点施策Ⅴ 行動につなげるための環境教育～環境教育関連～86

資料編.....87

1. 用語解説87

2. 関市環境基本条例93

3. 諮問・答申96

第 1 章

環境基本計画の策定について

1. 計画策定の背景

関市（以下「本市」という。）は「日本の名水百選」に選ばれた長良川をはじめ、津保川、板取川、武儀川が流れるまちであり、安桜山の孤立峰や市域を囲む山々など、水と緑が豊かなまちです。一千有余年の歴史ある小瀬鵜飼や卓越した伝統技能を誇る刀鍛冶など、歴史・文化的に価値のある資源も有しています。

本市では、昭和 46(1971)年 3 月に「関市生活環境保全条例」を制定し、生活環境の保全により市民の健康保護と公共の福祉の増進に寄与することを目的に、公害防止対策、環境衛生対策、自然保護対策などを進めてきました。まちの景観を維持するにあたっては、平成 9(1997)年に罰則を伴う「関市ポイ捨て等防止条例」を制定し、良好な生活環境の確保に努めています。

平成 12(2000)年 3 月には、環境負荷低減の必要性が高まる中、市役所全施設における ISO14001（国際標準化機構 環境マネジメントシステム）の認証を取得するとともに、人と自然が共生できる社会をつくり上げていくため、豊かで快適な環境を積極的につくり出すことの決意として、「環境都市宣言」を行いました。また翌月には、すべての市民の参加と協働により、豊かで快適な環境を保全するとともに新たに創出し、持続的な発展が可能な社会を築くための「関市環境基本条例」（以下「条例」という。）を制定し、まちの環境保全を推進するにあたって大きな転期を迎えました。

その後、「条例」を受けて平成 16(2004)年 3 月には、環境施策の総合的かつ計画的な推進のため「関市環境基本計画」（以下「環境基本計画」という。）を策定しました。

「環境基本計画」は長期的な視点の計画であり、社会潮流やまちの環境の変化などへの対応も踏まえ、概ね 5 年間ごとでの計画の見直しを図りながら、令和 5(2023)年度までを目標として進めてきました。

国の「2050 年カーボンニュートラル」宣言などを踏まえて、本市では令和 4(2022)年 2 月に 2050 年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「関市ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。そのため、令和 5(2023)年度までを目標としていた「環境基本計画」の計画期間を令和 4(2022)年度までとし、1 年前倒しをして「第二期 関市環境基本計画」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

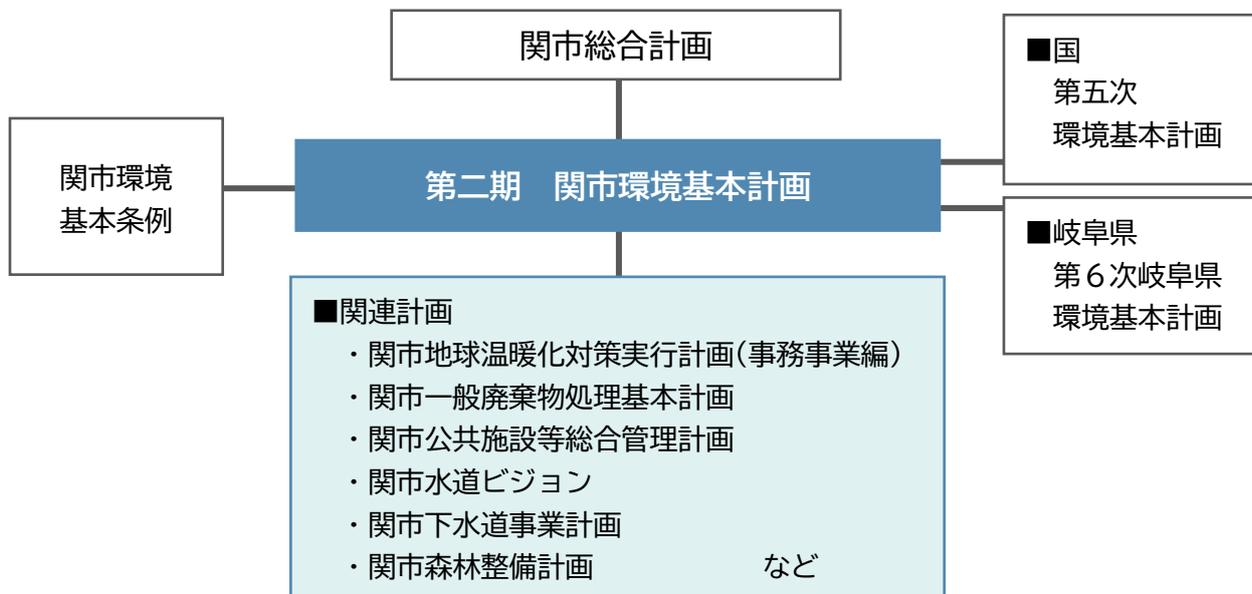
2. 計画の目的

本計画は、条例に掲げられた理念を受けて、条例第 7 条に基づき、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

3. 計画の役割と位置づけ

本計画は、条例の理念を具現化するために、国や県の環境基本計画や関市第5次総合計画等との整合を図り、本市の諸計画や事業に関する環境保全の指針としての役割を果たします。

さらに、本市の諸計画や事業に対し、環境保全に関する最上位計画として位置づけます。



4. 計画の期間

本計画の期間は、令和5(2023)年度から令和24(2042)年度までの20年間としますが、社会的動向などに対応するため、5年ごとを基本として見直しを行います。

| R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | R13 | R14 | R15 | R16 | R17 | R18 | R19 | R20 | R21 | R22 | R23 | R24 | |
|------------------|--------------------|------|------|------|----------|------|------|------|------|------|------|------------------|------|------|------|------|------|------|------|--|
| 2023 | 2024 | 2025 | 2026 | 2027 | 2028 | 2029 | 2030 | 2031 | 2032 | 2033 | 2034 | 2035 | 2036 | 2037 | 2038 | 2039 | 2040 | 2041 | 2042 | |
| 関市第5次総合計画 | | | | | 関市次期総合計画 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第二期 関市環境基本計画 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 見直し | | | | | 見直し | | | | | 見直し | | | | | 改定 | |
| 見直し | 地球温暖化対策実行計画(事務事業編) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第2次関市一般廃棄物処理基本計画 | | | | | | | | | | | | 第3次関市一般廃棄物処理基本計画 | | | | | | | | |

第2章

関市を取り巻く 環境に関する動向

1. 近年の環境を取り巻く動向

(1) 国等の基本的な動向

我が国が抱える課題は、環境・経済・社会で相互に関連しており、複雑化しています。国際的には「持続可能な開発目標」(以下「SDGs」という。)、パリ協定などにも対応することが求められています。

平成30(2018)年、国は「第五次環境基本計画」を策定し、複雑化した課題に対し、各地域が特性を活かし、自立・分散型かつ、相互に補完し合う「地域循環共生圏」の創造を目指すべき社会としています。そして、SDGsの考え方を活かして、パートナーシップの下、環境・経済・社会の統合的解決を目指しています。

コラム

持続可能な開発目標 (SDGs) とは

持続可能な開発目標 (SDGs: Sustainable Development Goals) とは、平成27(2015)年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



■□■ 持続可能な開発目標（SDGs）の理念への対応 ■□■

2030年までに達成すべきSDGsの実現を目指して、本計画の策定において、特に以下の目標を念頭に、各施策の取組を着実に進めていきます。

関連するSDGsの目標



(2) 地球温暖化対策に関すること

地球温暖化に関しては、世界の平均気温が上昇し、非常に強い台風や集中豪雨、猛暑日・熱帯夜の増加など、身近なところに様々な気候変動の影響が現れており、世界共通の喫緊の課題となっています。こういったことから、二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指すなど、脱炭素に向けた取組を進めていくことが重要となっています。

令和3(2021)年8月、「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)」第1作業部会は、人間活動の影響で地球温暖化が進んでいることについて「疑う余地がない」と初めて断定する報告書を発表しました。

令和4(2022)年11月には、国連気候変動枠組条約第27回締約国会議(COP27)が開催されました。気候変動対策の各分野における取組の強化を求めるCOP27全体決定「シャルム・エル・シェイク実施計画」、2030年までの緩和の野心と実施を向上するための「緩和作業計画」が採択されました。

令和2(2020)年10月に菅義偉内閣総理大臣(当時)が「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、令和3(2021)年4月には、令和12(2030)年度における温室効果ガスの削減目標を平成25(2013)年度比46%削減すること、さらに50%の高みに向け、挑戦を続けていくことが表明され、令和3(2021)年5月に一部改正された地球温暖化対策推進法では、2050年までの脱炭素社会の実現が基本理念として位置づけられています。

同年10月には地球温暖化対策計画が改定され、新たな令和12(2030)年度の新目標実現への道筋が示されました。

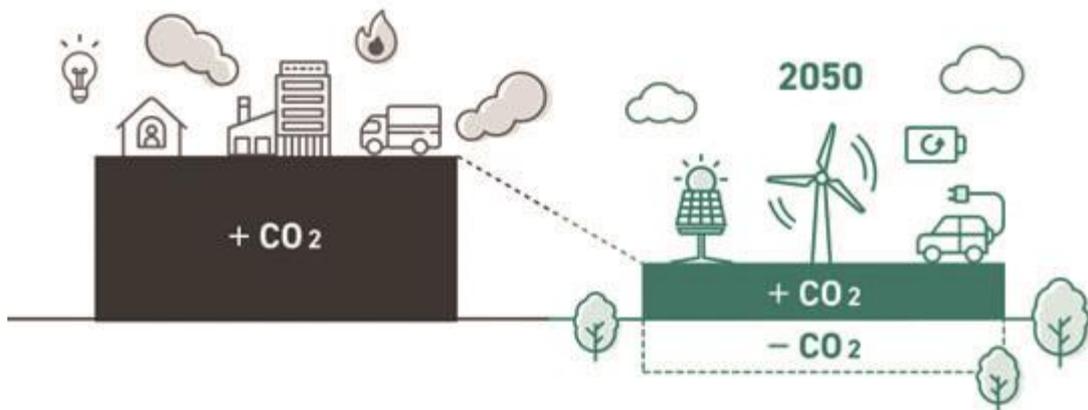
カーボンニュートラルとは

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを意味します。

令和2年(2020)年10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。

「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」※から、植林、森林管理などによる「吸収量」※を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。

※人為的なもの



引用：環境省ホームページ 脱炭素ポータル

(3) 生物多様性に関すること

生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画であり、平成22(2010)年に開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)で採択された「愛知目標」の達成に向けた我が国のロードマップと、東日本大震災を踏まえた、今後の自然共生社会のあり方を示した「生物多様性国家戦略2012-2020」が平成24(2012)年9月に閣議決定されています。

令和2(2020)年より、次期生物多様性国家戦略策定に向けた取組が進められており、令和3(2021)年7月に「次期生物多様性国家戦略研究会」からの提言として「次期生物多様性国家戦略研究会報告書」が取りまとめられました。

この報告の中では、「保護地域外の保全(OECM)や絶滅危惧種以外の種(普通種)の保全による、国土全体の生態系の健全性の確保」等がポイントとして示されています。

(4) 循環型社会に関すること

平成 30 (2018) 年に環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた「第四次循環型社会形成推進計画」が閣議決定されました。

令和元 (2019) 年には、「食品ロスの削減に関する法律」(食品ロス削減推進法) が施行され、地域特性に応じた施策の推進が求められています。

また、令和 4 (2022) 年 4 月には、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を促進する重要性の高まりを背景に、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組 (3 R+Renewable) を促進するための措置を講じることを求める「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(以下「プラスチック資源循環法」という。) が施行されています。

(5) 第 6 次岐阜県環境基本計画に関すること

岐阜県では、令和 3 (2021) 年 3 月に「第 6 次岐阜県環境基本計画」が策定されました。基本理念として、「自然と人が共生する持続可能な『清流の国ぎふ』の実現」が掲げられています。

また、取組方針としては、「環境・経済・社会の好循環により魅力と活力を生み出す地域づくり(地域循環共生圏の創造)」と「『清流の国ぎふ』に誇りと愛着を持ち、未来につなぐ人づくり」の 2 つが設定され、各施策の展開にあたっては、「地域づくり」と「人づくり」を両輪として取り組むことが示されています。

■取組方針 1

環境・経済・社会の好循環により魅力と活力を生み出す地域づくり(地域循環共生圏の創造)

■取組方針 2

「清流の国ぎふ」に誇りと愛着を持ち、未来につなぐ人づくり

基本施策 1 「脱炭素社会ぎふ」の実現と気候変動への適応

基本施策 2 資源循環型社会の形成

基本施策 3 美しく豊かな環境との共生

基本施策 4 安全・安心な生活環境の確保

基本施策 5 未来につなぐ人づくりとライフスタイルの変容

2. 関市における環境に関する動向

(1) 地球温暖化対策に関すること

地球温暖化は、世界の平均気温の上昇により、非常に強い台風や集中豪雨、猛暑日・熱帯夜の増加など、身近なところに様々な気候変動の影響を及ぼしており、世界共通の喫緊の課題となっています。

本市にも甚大な被害をもたらした平成 30(2018)年 7 月豪雨は、西日本から東海地方を中心に広い範囲で数日間大雨が続き、その総雨量は昭和 57(1982)年以降の豪雨災害時の雨量と比べて極めて大きいものとなりました。このように、地球温暖化に伴う水蒸気量の増加などが原因と考えられる豪雨災害が日本各地で起こっています。

そこで本市では、地球温暖化の原因として考えられている温室効果ガスの排出量を削減するため、徹底した省エネルギー化や再生可能エネルギーの活用、森林保全・整備を行っていきます。また、避けられない異常気象などに対しては、その被害を軽減するような取組を進めていきます。

令和 4 (2022) 年 2 月、積極的にこのような取組を進めることを市民・団体・事業者に周知するため、2050 年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「関市ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。

コラム

関市ゼロカーボンシティ宣言

近年、地球温暖化が進行し、日本各地において自然災害が頻発化・激甚化し、私たちの生活に大きな影響を及ぼす極めて深刻な状態となっています。地球温暖化は二酸化炭素などの温室効果ガスの増加が原因と言われており、日本では令和 2 (2020) 年 10 月に温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにする、すなわち 2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを表明しました。

環境省では、「2050 年に二酸化炭素（温室効果ガス）排出量を実質ゼロにすることを目指す旨を市長が公表した地方自治体」をゼロカーボンシティとしています。

このような国の動向を踏まえ、関市でも、令和 4 (2022) 年 2 月に、2050 年における二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことを宣言しました。



関市「ゼロカーボンシティ」宣言

近年、世界各地では、地球温暖化が原因とみられる、猛暑や豪雨などの異常気象による災害が増加しており、「気候危機」と言うべき状況です。本市もその例外ではなく、平成30年7月豪雨により甚大な被害を受けており、こうした被害から人々の生命・財産・社会インフラ・自然生態系などを守ることが求められています。

そのような中、2015年に合意されたパリ協定では「産業革命からの平均気温の上昇の幅を2℃未満とし、1.5℃に抑えるよう努力する」との目標が国際的に広く共有されました。また、2018年に公表されたIPCC（国連の気候変動に関する政府間パネル）の特別報告書では、「気温上昇を2℃よりリスクの低い1.5℃に抑えるためには、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする必要がある」と示されています。

関市の環境の将来像「自然と産業と伝統文化の調和した心豊かなまち せき〜みんなで力をあわせてつくります〜」を実現するために、市民・団体・事業者・市が連携し、地球温暖化対策意識を高め、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことを宣言します。

2022年2月9日

関市長 尾関 健治

(2) 自然環境保全に関すること

市内では、ウシモツゴ（魚類）、ギフチョウ（昆虫類）、シデコブシ（植物）などの希少な野生生物の生息が確認されています。一方で、オオクチバス（魚類）、オオキンケイギク（植物）などの特定外来生物が、在来種の生息地を脅かしています。

希少な野生生物の生息状況の継続的な把握と保護、特定外来生物の駆除を行い、生態系を守ることが必要です。関川生き物調査や自然観察会等の自然にふれあえる機会を創出し、自然環境保全への理解促進を図っています。



ウシモツゴ



オオキンケイギク

(3) 循環型社会に関すること

人口の減少に伴い家庭から出るごみの総量（生活系ごみ排出量）は、減少傾向にありますが、資源ごみを除く処理・処分を必要とする家庭系ごみ原単位（1人1日あたりごみ排出量）は、令和17（2035）年度目標850g（第2次関市一般廃棄物処理基本計画）に対し令和2（2020）年度で925gと高い水準にあります。

ごみ焼却施設や最終処分場の受入容量には限界があり、ごみ処理費用の負担を軽減するため、ごみの分別と循環資源のリサイクルを徹底し、ごみの減量化を進めることが求められています。

(4) 関市第5次総合計画に関すること

令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間の計画期間とする関市第5次総合計画後期基本計画では、新たに「脱炭素社会」を施策として追加しました。今後、「環境保全」や「循環型社会」の推進とともに、温室効果ガス排出量の更なる削減に資するよう「市民・団体・事業者・市」が一体となった取組の推進が必要です。

3. 関市の概要

(1) 自然環境

本市は「日本の名水百選」に選ばれた長良川をはじめ、津保川、板取川、武儀川が流れるまちであり、豊かできれいな水とともに、魚や鳥、植物や昆虫など、多くの生き物の生育・生息の場となっています。洞戸・板取・武芸川北部地域、武儀・上之保地域には広大な森林が拡がり、多様な生態系を支えています。また、関・武芸川南部地域の平地に広がる田畑は、農業生産の場としての面と、身近な生き物のすみかとしての面を持っています。身近な自然から自然度の高い森林まで、本市域の自然環境は変化に富んでいます。

しかし、河川では護岸の改変、農地では生産性優先の整備、山地では開発や荒廃などが進んだこと、また、外来の生物の侵入により、本来の生態系が変化してきており、かつての生態系が失われつつあります。そのため、身近な生き物の生息環境を保全し、多様な生態系を保全する必要があります。

一方で、ウシモツゴ、オリエボシ、ギフチョウなどの貴重な種が確認されており、生息環境の変化が進む中、生息状況の継続的な把握と保護対策が必要となっています。



ギフチョウとカタクリ

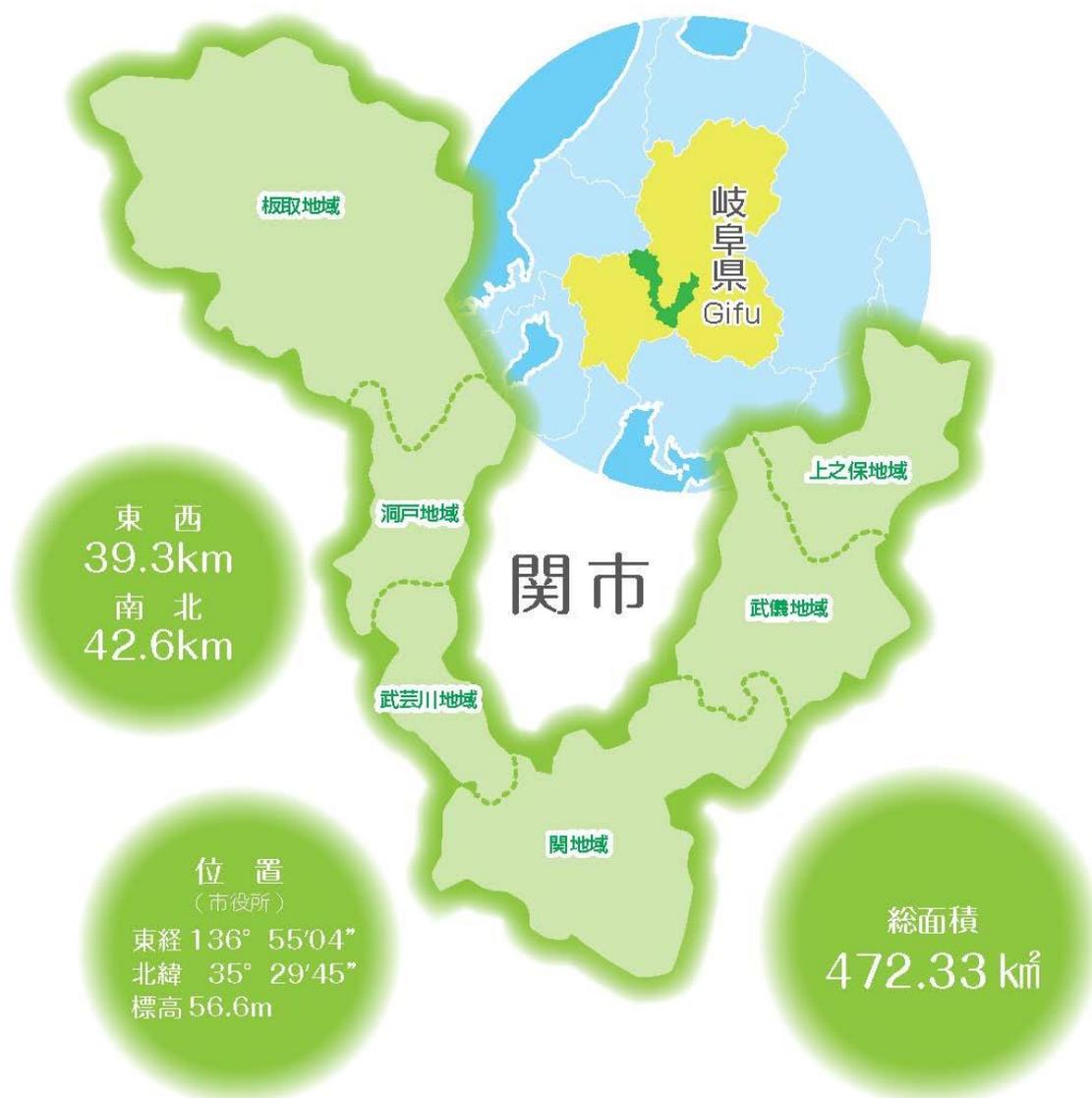


高賀溪谷

①位置・地形

本市は、岐阜県のほぼ中央に位置し、北は美濃市、郡上市、下呂市、福井県大野市、東は美濃加茂市、加茂郡、西は岐阜市、山県市、本巣市、南は各務原市に隣接しています。全国的にも珍しいV字型で、東西 39.3km、南北 42.6km、面積 472.33km²の市域を有しています。

西側は板取川・武儀川の流域、東側は津保川の流域となっており、これらの河川は南流して長良川に合流しています。北部から中部にかけては山地で、南部は長良川沿いに低地が広がっています。全般に北部の標高が高く、南に向かって次第に低くなる地形となっています。



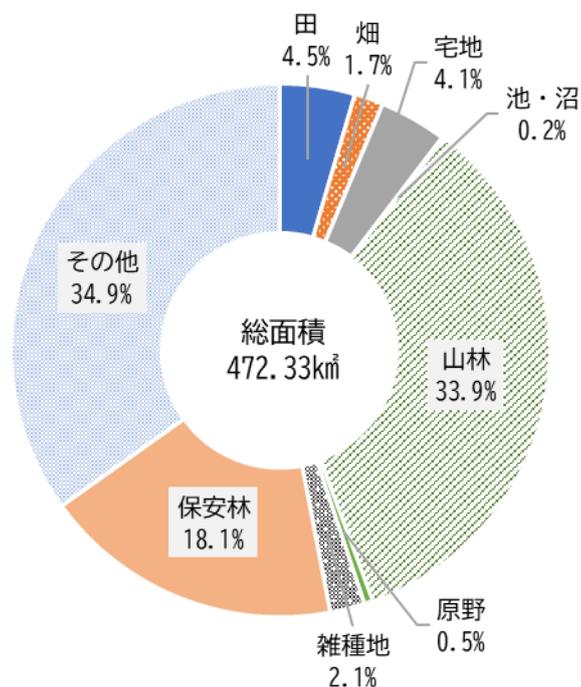
②土地利用

本市における土地利用の状況は、山林・保安林が50%以上となっています。

| 項目 | 平成 28 年 | 平成 29 年 | 平成 30 年 | 令和元年 | 令和 2 年 |
|-----|---------|---------|---------|--------|--------|
| 田 | 21.76 | 21.64 | 21.52 | 21.47 | 21.29 |
| 畑 | 8.45 | 8.39 | 8.30 | 8.30 | 8.21 |
| 宅地 | 18.83 | 18.89 | 19.04 | 19.10 | 19.18 |
| 池・沼 | 0.88 | 0.88 | 0.88 | 0.88 | 0.89 |
| 山林 | 160.12 | 159.81 | 159.51 | 159.52 | 160.08 |
| 原野 | 2.41 | 2.42 | 2.47 | 2.48 | 2.48 |
| 雑種地 | 9.85 | 9.92 | 9.90 | 9.93 | 9.81 |
| 保安林 | 84.99 | 85.35 | 85.50 | 85.50 | 85.51 |
| その他 | 165.04 | 165.03 | 165.21 | 165.15 | 164.88 |
| 合計 | 472.33 | 472.33 | 472.33 | 472.33 | 472.33 |

資料：関市統計書

土地の利用状況（令和2年における割合）総面積 472.33 km²



資料：令和3年度 関市の環境

③気象

本市における気象の状況は、以下に示したとおりで、南部から東部にかけては太平洋側の気候に属しており、温暖多湿の温和な気候となっています。北西部は内陸性の気候にまたがる地域で、降水量の多い地域となっています。

また、北西部の洞戸地域、板取地域は、豪雪地帯に指定されています。

関市における気温・天候

| 区分 | 気温（℃） | | | 天気日数（日） | | | |
|---------|-------|------|------|---------|-----|----|---|
| | 最高 | 最低 | 平均 | 晴 | 曇 | 雨 | 雪 |
| 平成 28 年 | 38.7 | -5.5 | 16.7 | 221 | 111 | 34 | - |
| 平成 29 年 | 36.9 | -5.1 | 15.5 | 210 | 114 | 37 | 4 |
| 平成 30 年 | 40.2 | -7.4 | 16.4 | 231 | 90 | 42 | 2 |
| 令和元年 | 38.5 | -5.0 | 16.3 | 227 | 89 | 48 | 1 |
| 令和 2 年 | 38.7 | -4.7 | 16.2 | 241 | 72 | 52 | 1 |

資料：令和 3 年度 関市の環境

気象の状況

| 項目 | 降水量（mm） | | 平均気温（℃） | | | 風速（m/s） | | | 日照時間（h） |
|------|---------|-------|---------|------|------|---------|------|------|---------|
| | 合計 | 日最大 | 日平均 | 最高 | 最低 | 平均 | 最大 | 最大瞬間 | |
| 1 月 | 17.5 | 3.5 | 3.4 | 8.8 | -0.9 | 2.0 | 8.2 | 14.0 | 157.6 |
| 2 月 | 63.5 | 31.5 | 5.7 | 11.5 | 0.9 | 2.2 | 7.5 | 14.5 | 138.6 |
| 3 月 | 94.0 | 17.5 | 8.3 | 14.4 | 2.9 | 2.2 | 5.9 | 13.2 | 166.3 |
| 4 月 | 174.0 | 39.5 | 12.6 | 19.0 | 6.9 | 2.2 | 7.8 | 21.3 | 175.9 |
| 5 月 | 139.0 | 61.5 | 19.1 | 26.7 | 12.8 | 2.4 | 6.9 | 13.1 | 235.2 |
| 6 月 | 368.5 | 68.0 | 22.0 | 28.0 | 17.5 | 1.9 | 5.5 | 10.6 | 163.6 |
| 7 月 | 513.0 | 129.5 | 25.2 | 30.1 | 22.0 | 1.6 | 6.1 | 11.7 | 108.3 |
| 8 月 | 410.5 | 110.0 | 28.0 | 34.1 | 23.9 | 1.8 | 8.8 | 21.8 | 198.7 |
| 9 月 | 57.0 | 19.0 | 25.3 | 31.6 | 21.0 | 1.9 | 6.8 | 13.3 | 178.3 |
| 10 月 | 277.0 | 86.5 | 19.1 | 24.3 | 15.4 | 2.0 | 13.0 | 25.4 | 136.3 |
| 11 月 | 28.0 | 11.5 | 11.8 | 18.3 | 6.8 | 2.1 | 7.3 | 16.2 | 174.0 |
| 12 月 | 81.5 | 22.0 | 7.2 | 12.4 | 2.9 | 2.1 | 6.7 | 13.6 | 124.4 |
| 年 | 2,223.5 | 129.5 | 15.6 | 21.6 | 11.0 | 2.0 | 13.0 | 25.4 | 1,957.2 |

資料：気象庁（美濃地域気象観測所）2019 年

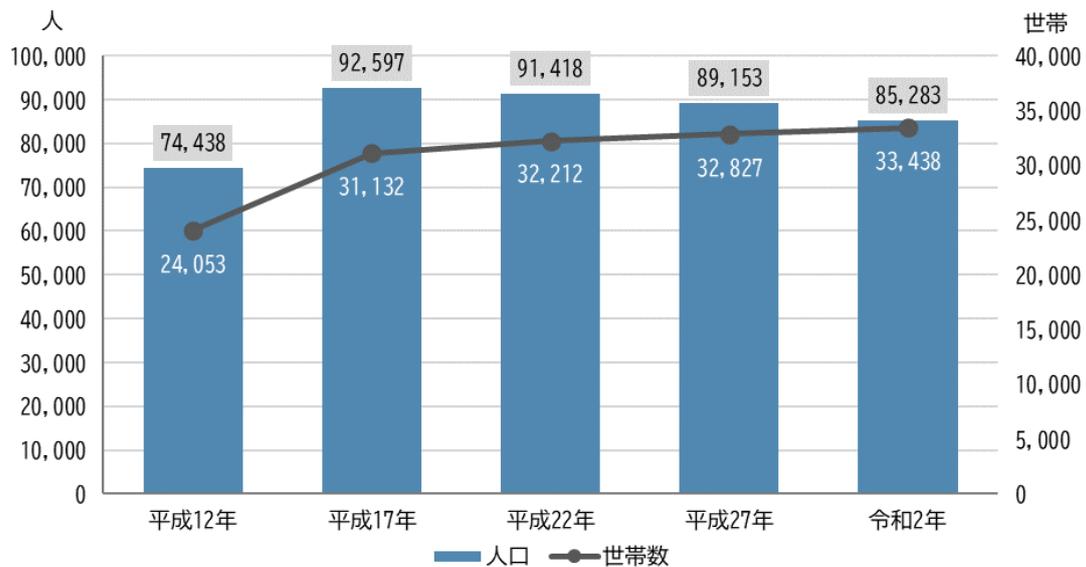
(2) 社会環境

①人口動態

本市における人口は、平成 17(2005)年をピークに減少しており、令和 2 年の総人口は 85,283 人となっています。世帯数については、平成 12(2000)年以降増加しており、令和 2 (2020)年には 33,438 世帯となっています。

年齢別 3 区分人口をみると、15 歳未満、15～64 歳の人口は減り続ける一方で、65 歳以上は増加を続けています。

人口と世帯数



出典：国勢調査

年齢別 3 区分人口の割合



出典：国勢調査

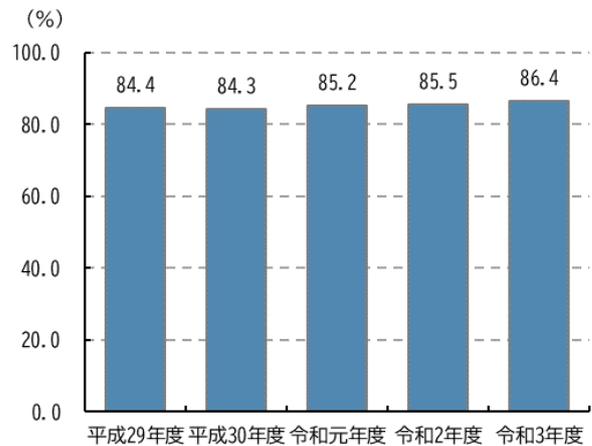
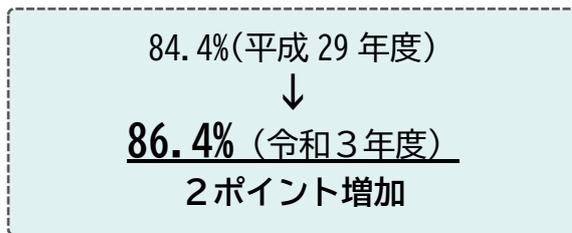
(3) アンケート調査からみる現状と課題

アンケート調査は、関市民のまちづくりへの意識等を把握し、政策への反映に生かすことを目的として毎年実施しているもので、「せきのまちづくり通信簿」として取りまとめられています。調査項目として、環境分野に関する内容は「循環型社会」「環境保全」「公共交通」「景観・公園」の4つの満足度・重要度についての設問があり、満足度については、関市環境基本計画（第三次見直し）において指標項目となっています。

指標となっている4つの項目における第三次見直しからの変化等に関しては、以下の結果となっており、すべての項目において満足度の増加がみられます。また、指標の4項目の他にも環境に関する内容についての結果を示しています。

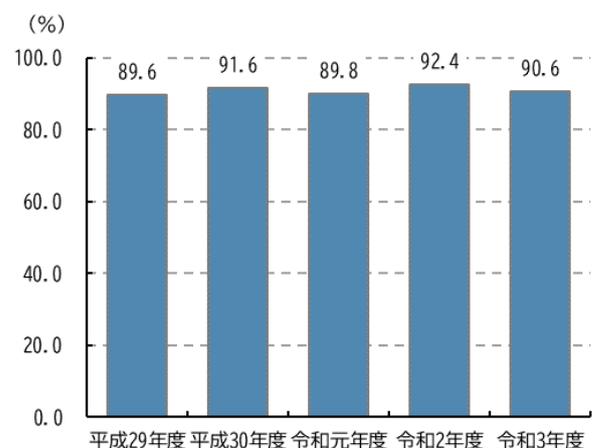
■循環型社会に対する市民の満足度

見直し時以降、ほぼ横ばいの状態ではありますが、満足度としては高い水準を維持しています。



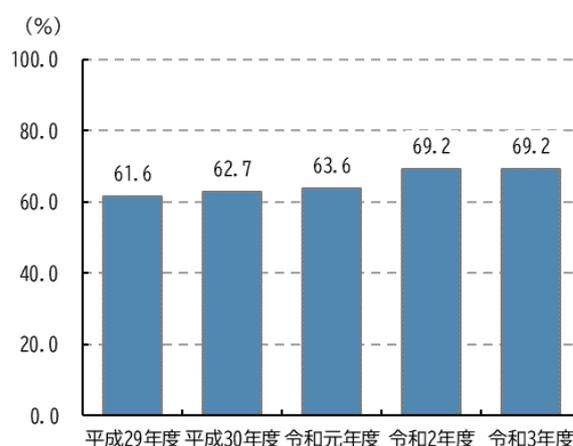
■環境保全に対する市民の満足度

見直し時と比較するとわずかに増加していますが、前年度と比較すると、1.8ポイントの減少がみられます。



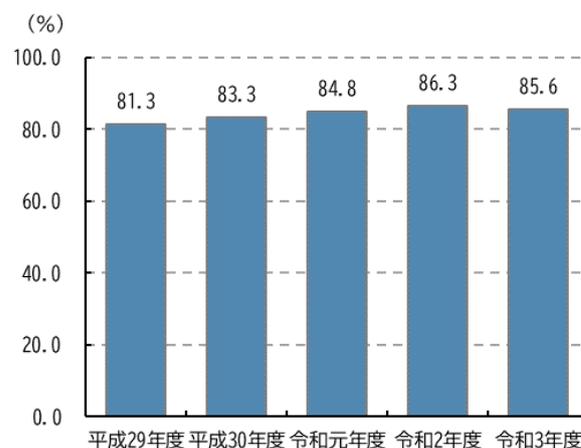
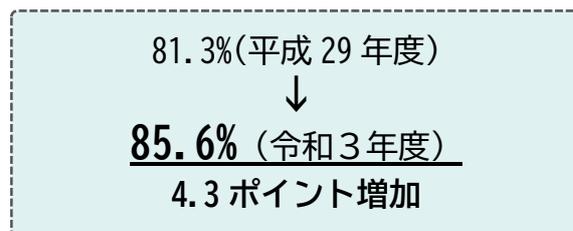
■公共交通に対する市民の満足度.....

他の項目と比べて満足度の増加が大きいことがわかります。これまで取り組んできたことの成果があったとうかがえます。



■景観・公園に対する市民の満足度.....

前年度と比べて0.7ポイントの減少はみられるものの、見直しから4.3ポイントの増加がみられ、取組の成果がうかがえます。

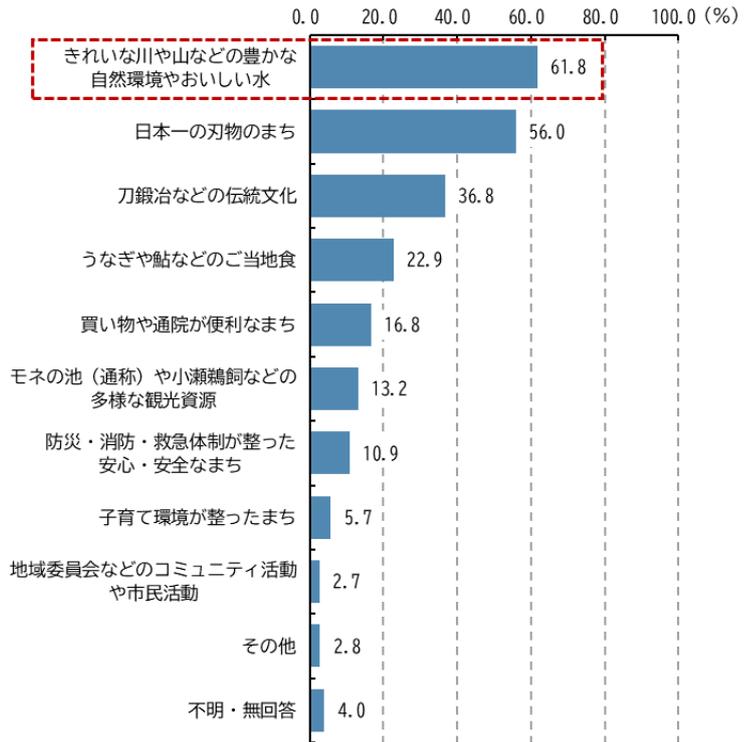


■ 関市のまちづくりの現状と今後の方策について

関市について、あなたが自慢できることは何ですか。

きれいな川や山などの豊かな自然環境やおいしい水
61.8%

関市について自慢できることとして、「きれいな川や山などの豊かな自然環境やおいしい水」が61.8%と最も割合が高くなっています。市民としても、豊かな自然環境は市の特性であると認識しており、今後もこの豊かな自然環境を維持していくための取組や、広めていくための取組が求められます。



■ 環境に配慮した取組について

あなたは環境に配慮した取組としてどのようなことを行っていますか。

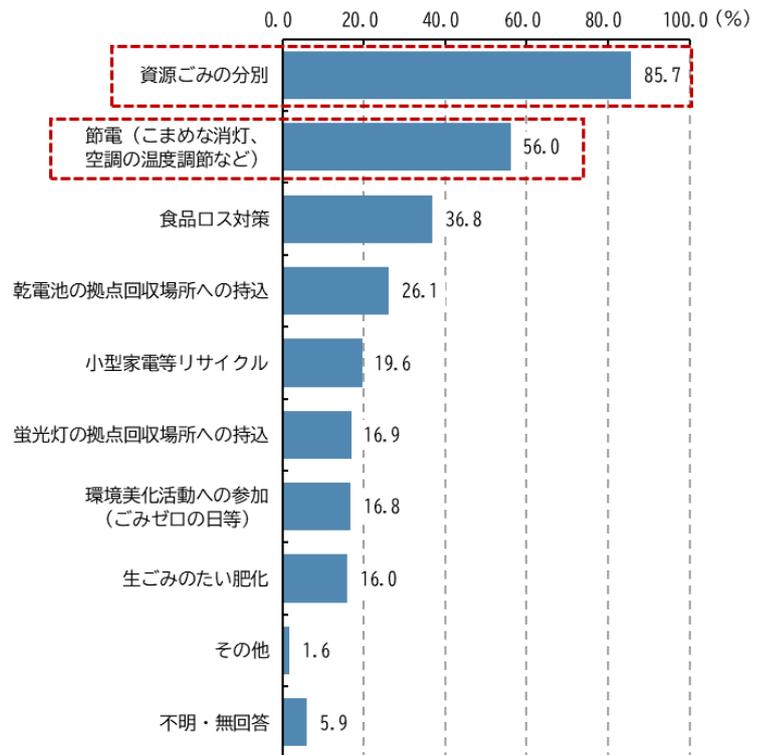
資源ごみの分別 85.7%

節電（こまめな消灯、空調の温度調節など） 56.0%

市民の環境に配慮した取組としては、「資源ごみの分別」「節電」の割合が高くなっています。

「資源ごみの分別」に関しては、85.7%と特に高くなっており、日頃から意識して取り組んでいることなどがうかがえます。

一方で、「生ごみのたい肥化」「環境美化活動への参加」「蛍光灯の拠点回収場所への持込」に対する割合は低くなっており、今後の取組についての検討が必要であると考えられます。



4. これまでの取組状況

(1) 重点施策と目標指標に関する振り返り

平成 30(2018)年度から令和 3 (2021)年度までの関市環境基本計画（第三次見直し）重点施策と目標指標における進捗状況、達成状況について以下のように整理しました。

【関市環境基本計画（第三次見直し）目標指標一覧】

| | 指標項目 | 現状値 (2017 年度) | 中間目標値 (2021 年度) | 最終目標値 (2023 年度) |
|---------------|----------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 重点 施策 1 | ごみゼロ運動自治会参加率 | 48.7% | 70.0% | 80.0% |
| | 景観・公園の満足度 (せきのまちづくり通信簿) | 81.3% | 81.8% | 82.0% |
| | 環境保全の満足度 (せきのまちづくり通信簿) | 89.6% | 90.8% | 91.3% |
| 重点 施策 2 | 環境保全林の間伐実施面積 | 50.7ha/年 | 60.0ha/年 | 70.0ha/年 |
| | 生物多様性への理解ある市民の増加 (意識調査) | 19.9%(H25) | - | 50.0% |
| | カワゲラウォッチング参加校数 | 11 校 | 15 校 | 17 校 |
| 重点 施策 3 | バイオマス活用施設数（事業系） | 7施設 | 9施設 | 11施設 |
| | 資源ごみのリサイクル率 | 17.4% | 22.4% | 24.4% |
| | 1人1日当たりのごみの排出量 | 936 g | 883 g | 863 g |
| | 循環型社会の満足度 (せきのまちづくり通信簿) | 84.4% | 86.8% | 88.0% |
| 重点 施策 4 | 公共施設における温室効果ガスの排出量 | 21,003t-CO ₂ | 19,255t-CO ₂ | 18,380t-CO ₂ |
| | 公用車における環境にやさしい車の導入率 | 67.2% | 75.3% | 79.3% |
| | 公共交通の満足度 (せきのまちづくり通信簿) | 61.6% | 68.5% | 72.1% |
| 重点 施策 5 | カワゲラウォッチング参加校数（再掲） | 11 校 | 15 校 | 17 校 |
| | 環境フェアへの参加団体数 | 28 団体 | 32 団体 | 34 団体 |
| | 市民向け環境講座の開催回数 | 4 回 | 5 回 | 6 回 |

重点施策1 きれいなまちづくりへの取り組み ～景観美化関連～

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、「ごみゼロ運動自治会参加率」は中間目標値（70.0%）に至っていません。

一方で「景観・公園の満足度」・「環境保全の満足度」は、いずれも高くなっており、この状態を維持していくために、新型コロナウイルス感染症の影響等を考慮しながら、活動を再開していくことや、これまでの活動に代わる新しい取組などを考えていくことが必要となります。

【関市環境基本計画（第三次見直し）目標指標の達成状況】

| 指標項目 | 2018年度 (H30) | 2019年度 (R1) | 2020年度 (R2) | 2021年度 (R3) |
|----------------------------|-----------------|----------------|----------------|----------------|
| ごみゼロ運動自治会参加率 | — | 54.0% | 中止 | 9.4%※ |
| 景観・公園の満足度 (せきのまちづくり通信簿) | 83.3% | 84.8% | 86.3% | 85.6% |
| 環境保全の満足度 (せきのまちづくり通信簿) | 91.6% | 89.8% | 92.4% | 90.6% |

※旧関地域のみに

重点施策2 生物多様性の確保への取り組み ～自然共生関連～

「環境保全林の間伐実施面積」について、令和2（2020）年度は中間目標値（60.0ha/年）に達していたものの、翌年度には数値が減少しており、目標値（70.0ha/年）の達成には至っていません。

また「カワゲラウォッチング参加校数」は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、未実施・中止とした学校があったため、中間目標値（15校）の達成に至っていません。

本市で力を入れている生物の保護や本市の特徴の一つとなる生物の把握など、積極的な活動を行うとともに、市民への周知、重要性を伝えていきながら、市民の理解をより深めていくことができるよう取り組んでいくことが必要です。新型コロナウイルス感染症防止対策等を行いながら、活動の周知を進め、さまざまな機会を提供していくことが必要です。

【関市環境基本計画（第三次見直し）目標指標の達成状況】

| 指標項目 | 2018年度 (H30) | 2019年度 (R1) | 2020年度 (R2) | 2021年度 (R3) |
|-----------------------------|-----------------|----------------|----------------|----------------|
| 環境保全林の間伐実施面積 | — | 44.4ha/年 | 67.64ha/年 | 54.18ha/年 |
| 生物多様性への理解ある市民の増加 (意識調査)※ | — | — | — | — |
| カワゲラウォッチング参加校数 | 11校 | 8校 | 6校 | 6校 |

※2018～2021年は意識調査未実施

重点施策3 循環型社会に向けた3Rの推進 ～エネルギー関連～

「バイオマス活用施設数」については、令和3(2021)年度の間目標値(9施設)を達成しています。今後も活用施設数を増やしていくための取組を行い、市民や団体、事業者、市が一体となって取り組んでいくことが重要となります。

「資源ごみのリサイクル率」が減少していますが、これは民間の資源回収ステーションが増加し、そちらを利用する市民が増えてきていることが要因と考えられます。市民のリサイクルへの行動や意識をより高めるために、回収品目の検討や啓発活動を行うとともに、適切に把握するための指標項目の検討が必要です。

「1人1日当たりのごみの排出量」については、平成30(2018)年度に現状値であった前年度の数値を上回る結果となっており、令和3(2021)年度としても平成29(2017)年度の現状値よりも上回っています。令和3(2021)年度の間目標値(883g)を達成していないものの、平成30(2018)年度から排出量は減少が続いているため、今後も継続して取組を進めていくことが求められます。

計画策定時には、「循環型社会の満足度」は低下傾向にありましたが、平成30(2018)年度以降は年々増加していることがわかります。中間目標値(86.8%)の達成には至っていませんが、今後も取組を継続していくことで、満足度向上へつながっていくことが期待されます。

【関市環境基本計画(第三次見直し) 目標指標の達成状況】

| 指標項目 | 2018年度 (H30) | 2019年度 (R1) | 2020年度 (R2) | 2021年度 (R3) |
|----------------------------|----------------------|--------------------|-------------------|------------------|
| バイオマス活用施設数 (事業系) | 8施設 | 8施設 | 8施設 | 9施設 |
| 資源ごみのリサイクル率 | 17.4% (H29年度実績) | 16.1% (H30年度実績) | 15.2% (R1年度実績) | 9.4% (R2年度実績) |
| 1人1日当たりのごみの排出量 | 1.12 kg (H29年度実績) | 974g (H30年度実績) | 989g (R1年度実績) | 925g (R2年度実績) |
| 循環型社会の満足度 (せきのまちづくり通信簿) | 84.3% | 85.2% | 85.5% | 86.4% |

重点施策4 温室効果ガス削減への取組 ～地球温暖化関連～

「公共施設における温室効果ガスの排出量」について過去4年間の結果でみると、令和3（2021）年度が最も排出量は低くなっているものの、中間目標値（19,255t-CO₂）の達成には至っていません。

一方で「公用車における環境にやさしい車の導入率」に関しては、令和5（2023）年度の最終目標値（79.3%）にまで至っており、環境に配慮した動きが進んでいることがうかがえます。

市民の「公共交通の満足度」については、令和3（2021）年度の中間目標値（68.5%）を達成している状況であり、継続して利用者ニーズの把握、反映を行っていくことが求められます。

【関市環境基本計画（第三次見直し）目標指標の達成状況】

| 指標項目 | 2018年度 (H30) | 2019年度 (R1) | 2020年度 (R2) | 2021年度 (R3) |
|---------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 公共施設における温室効果ガスの排出量 | 21,929t-CO ₂ (H29年度実績) | 20,896t-CO ₂ (H30年度実績) | 21,966t-CO ₂ (R1年度実績) | 19,830t-CO ₂ (R2年度実績) |
| 公用車における環境にやさしい車の導入率 | 69.2% | 69.5% | 79.7% | 83.8% |
| 公共交通の満足度 (せきのまちづくり通信簿) | 62.7% | 63.6% | 69.2% | 69.2% |

重点施策5 次代につなげるための環境教育 ～環境教育関連～

いずれの指標項目においても、新型コロナウイルス感染症対策のため未実施や中止となったものがあることから、令和3（2021）年度の中間目標値の達成には至っていません。

しかし、中止となり数値の確認ができなかったものとしては、令和2（2020）年度の「環境フェアへの参加団体数」のみであり、影響は受けながらも継続して活動を行ってきたことについては、今後も続けていくべきことだと考えられます。

今後については、新型コロナウイルス感染症の対策を行いながら、活動の再開、拡大等に向けて取組を行っていくとともに、オンラインを活用した講座の開催なども検討していくことが必要となります。

【関市環境基本計画（第三次見直し）目標指標の達成状況】

| 指標項目 | 2018年度 (H30) | 2019年度 (R1) | 2020年度 (R2) | 2021年度 (R3) |
|--------------------|-----------------|----------------|----------------|----------------|
| カワゲラウォッチング参加校数（再掲） | 11校 | 8校 | 6校 | 6校 |
| 環境フェアへの参加団体数 | 25団体 | 27団体 | 中止 | 27団体 |
| 市民向け環境講座の開催回数 | — | 4回 | 2回 | 4回 |

(2) 基本的施策に関する振り返り

平成 30(2018)年度から令和 3 (2021)年度までの施策の進捗状況評価を踏まえて、今後の課題となる施策や取組について以下のように整理しました。

基本目標Ⅰ いつまでも安心して暮らせる快適なまち

■魅力的なまち並みづくり

特定空家等の認定、指導・助言や不適正な看板の県下一斉簡易除去及び街頭是正指導・啓発事業を実施してきました。今後は、景観重点地区の認定促進などを進めていくことが必要です。

■緑あふれるまちづくり

身近な憩いの場の整備やまちの緑化の推進を行ってきました。これまで以上に緑あふれるまちにしていくため、緑化事業への市民参加の促進や景観形成事業補助金について広報・ホームページ等を活用したPRなどの周知方法を含めて、取組を検討していくことが必要です。

基本目標Ⅱ 自然と共生するまち

■貴重な野生生物の保護

身近な動植物観察活動の実施や関川、市平賀地内水路において生き物調査を実施してきました。生物の多様性の確保のため民間団体との協力体制を構築していくことが重要となります。

■自然とのふれあいづくり

公立保育園の園外活動において、近くの里山を利用したおさんぽマップを作成するなど幼少期から自然と触れ合う機会の確保や各小中学校におけるカワゲラウォッチング、野鳥観察などの体験活動を行ってきました。自然観察会などの機会の創出に向けた自然保護員、里山インストラクターの育成などについても、力を入れていく視点が必要です。

基本目標Ⅲ 資源を無駄なく使う持続可能なまち

■再生可能エネルギーの活用

新エネルギーの導入と活用に関する取組については、未実施となっている取組も複数あるため、新エネルギーシステム導入促進に向けた調査や検討から始めていくことが必要になります。

■地球温暖化対策の推進

関市地球温暖化対策実行計画、関市環境マネジメントシステム運用による事業の推進や地球温暖化防止についてホームページなどによる啓発を行ってきました。「関市ゼロカーボンシティ宣言」なども踏まえて、今後さらに強化していく取組の1つとなります。

基本目標Ⅳ 一人ひとりが将来世代に責任を持って行動するまち

■社会における環境教育の推進

環境フェアや環境セミナーの開催による環境保全活動等への意識啓発や経験豊富な市民や団体を講師とした環境教室を開催しました。地域との連携強化による環境教育の推進を図っていくことが求められます。

■地域活動の活性化

市民等が行う環境調査活動の支援や環境フェアでの団体・事業者の展示に取り組んできました。より地域活動を活性化していくために、環境ネットによる各種団体間の連携強化や事業者による環境保全活動の取組のPRを行っていくことが必要です。

振り返りにおけるまとめ

これまで、関市環境基本計画（第三次見直し）において4つの基本目標に沿って取組を進めてきました。社会情勢の変化などによる影響から、目標指標を達成することができなかった項目もありますが、市民・団体・事業者とともに、将来像の達成に向けて取り組んできました。

本市の環境のあるべき姿に近づくため、今後もこれまでの取組を継続していくことに加えて、強化していく内容や新たな取組についても考えていくことが重要となります。特に、本市では「地球温暖化対策」に関して重点的に取り組んでいく必要があると考えています。

令和4（2022）年11月に開催された国連気候変動枠組条約第27回締約国会議（COP27）や国の「2050年カーボンニュートラル」宣言などを踏まえて、本市では令和4（2022）年2月に2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「関市ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。また、地球温暖化は、世界の平均気温の上昇により、非常に強い台風や集中豪雨、猛暑日・熱帯夜の増加など、身近なところに様々な気候変動の影響を及ぼしており、世界共通の喫緊の課題となっています。

地球温暖化に関する内容は、これまで「基本目標Ⅲ 資源を無駄なく使う持続可能なまち」の中で、資源循環関連の内容と併せて取組を進めてきましたが、世界や国の動向、環境の変化などを踏まえて、より力を入れて取り組んでいくべき内容であると考えています。そのため、本計画においては、地球温暖化対策関連として基本目標の1つとして位置づけ「基本目標Ⅰ 脱炭素をめざすまち」と掲げることとしました。

第3章

計画の基本的な考え方

1. 将来像

将来像は、本計画の目標年次（2042年）に実現されている本市の環境の姿、環境のあるべき姿を示したものです。

自然と産業と伝統文化の調和した 心豊かなまち せき

～みんなで環境を想い、力をあわせてつくります～

関市のまちづくりへの意識調査（せきのまちづくり通信簿）では、関市について自慢できることとして「きれいな川や山などの豊かな自然環境やおいしい水」の割合が最も高くなっており、長良川、津保川、板取川、武儀川が流れ周辺に山林が広がる豊かな自然環境を市の特性であると認識しています。また、森林が市域の8割を占めており多様な生き物にとって良好な住みかとなっています。この豊かな森林は人間の経済活動から排出される二酸化炭素の吸収源としても重要なものであり、本市を象徴する豊かな自然を次代へ継承しなければなりません。

産業の発展は私達の日常生活を物質的に豊かにする一方で、自然破壊や地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量の増加につながります。持続可能な発展のためにもエネルギー使用を最小限に抑え、再生可能エネルギーへの転換など日常生活や産業活動における環境負荷を極力低減していく必要があります。

また、本市の各所に残る寺社や伝統行事などの歴史的遺産は、関市らしさを生み出すと同時に、市民が地域への愛着を育み、環境に関心を持つ行動の礎となるものとして、伝統文化を大切に継承していく必要があります。

そこで、自然、産業、伝統文化のいずれかが突出することなく調和がとれ、人々が自分たちのまちを保全していくとともに、次世代に継承していくことが大切です。心豊かに暮らすことができる快適な環境を目指すために、将来像として「自然と産業と伝統文化の調和した 心豊かなまち せき」と掲げます。

将来像の実現には、市民・団体・事業者・市の一人ひとりが「自分の」問題として環境問題を捉えて、自主的に環境の保全と創出、継承に取り組む必要があります。しかし、個人の行動には、興味や社会的な立場、時間的な問題など、様々な制約があります。そのため、市民・団体・事業者・市の一人ひとりが主体的に、かつ、互いの立場や役割などによる制約を補い合いながら連携して取り組む姿を「～みんなで環境を想い、力をあわせてつくります～」と示しています。

2. 基本目標

基本目標は、将来像を実現するために、環境のさまざまな分野ごとに定めた目標を示したものです。国や岐阜県の動向なども踏まえ、これまでの「関市環境基本計画」を踏襲しながら、新たに5つの基本目標を設定しました。

基本目標Ⅰ 脱炭素を目指すまち

本市では令和4(2022)年2月に、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「関市ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。

地球温暖化防止のために、再生可能エネルギーの普及や環境負荷の少ないライフスタイルを推進し、市民・団体・事業者・市が連携し、地球温暖化意識を高め、脱炭素のまちづくりを目指します。

基本目標Ⅱ 自然と共生するまち

森林面積が市域の8割を占め、その他豊富な自然資源が多く、その管理・保全の重要性が他市町村と比較しても高いという市の特性があります。また、本市の誇りであるきれいな水を育てており、多様な生態系を支えています。

河川や森林には身近な生物やウシモツゴ(魚類)、ギフチョウ(昆虫類)、シデコブシ(植物)などの貴重な生物が生息・生育しています。市内の動植物の現状を把握するとともに、多様な自然や動植物の生育環境を保全し、豊かな自然の恵みを次世代に引き継ぐため、自然と共生するまちづくりを目指します。

基本目標Ⅲ 資源を無駄なく使うまち

プラスチックごみ等による海洋汚染や食品ロス等の大量生産・大量消費に伴う廃棄物の大量発生が地球環境に影響を与えています。家庭や事業所から排出されるごみの減量化・資源化に向け、市民・団体・事業者・市が連携・協力し、廃棄物の適正な処理や資源の回収活動に取り組んでいくことが必要です。

リサイクル(再生利用)に加えて、より環境負荷が少ないリデュース(発生抑制)・リユース(再使用)の取組を推進し、ごみを発生させないライフスタイルを実践することにより、環境への負荷が少ない循環型社会を目指します。

基本目標Ⅳ 安心して暮らせる快適なまち

現状では、公害として大きく取り上げられる状況には至っていませんが、公害の発生が懸念される状況などもうかがえるため、公害の発生を未然に防止することが必要です。

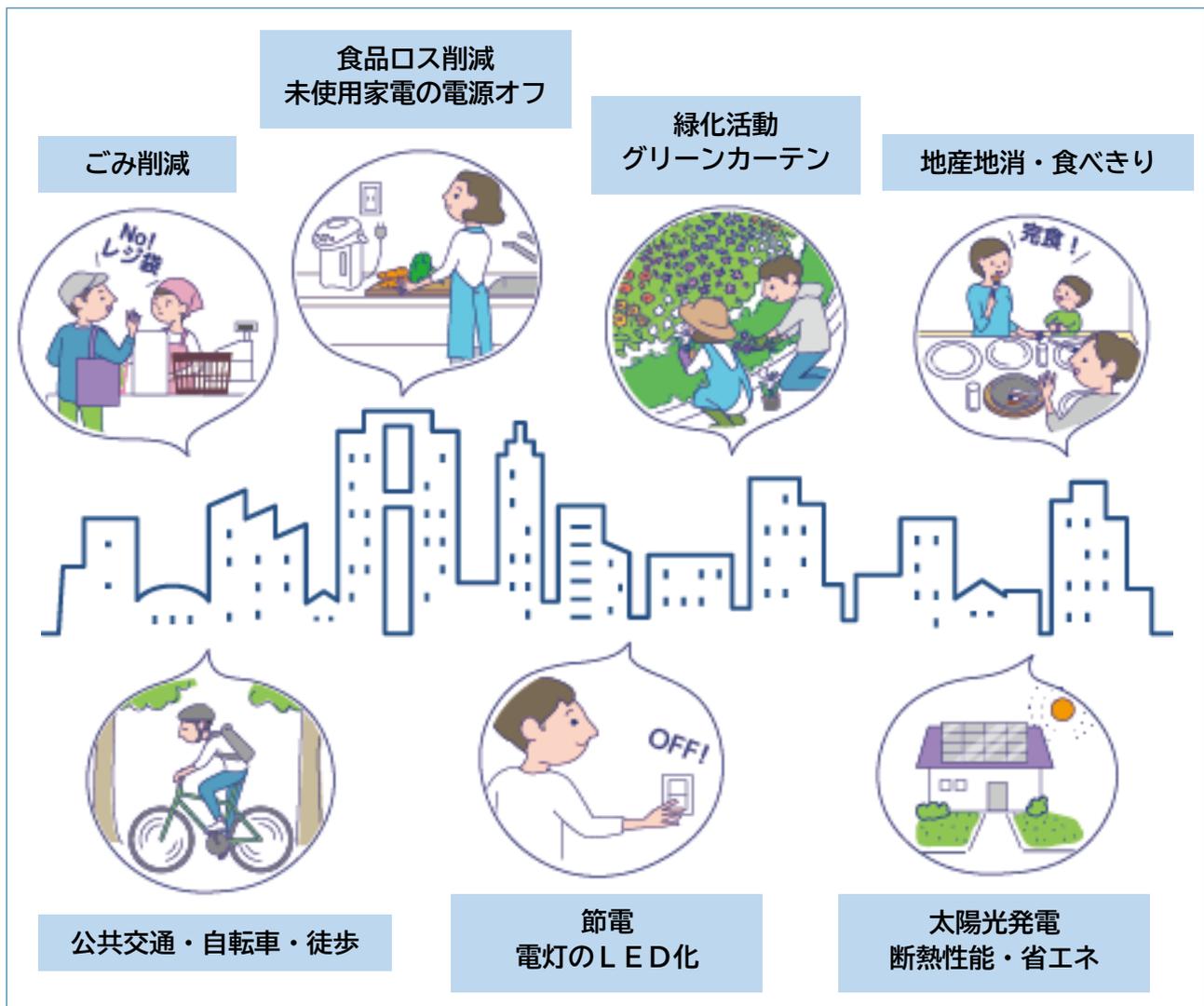
大気、水、土壌などを良好な状態に保ち、安心して暮らせる生活環境、歴史的資源、山地・河川・田園風景を生かした良好な景観、まち並みの美観など、快適な暮らしの基盤を創り出し、安心して暮らすことができるまちづくりを目指します。

基本目標Ⅴ 一人ひとりが行動するまち

環境にやさしいまちづくりを進めていくためには、市だけでなく、市民・団体・事業者などすべての人々が環境に関する正確な知識を身に付け、情報を共有し、環境に配慮した行動を行う必要があります。

それぞれの立場に応じた役割分担を図りながら、各主体の連携を強化し、長期的視野を持ち、総合的かつ積極的に環境保全のための取組を進め、一人ひとりが行動するまちを目指します。

◆◆◆「脱炭素を目指すまち」の取組例◆◆◆



3. 施策体系

将来像と基本目標の達成に向けて、施策の方針に基づいて基本的施策を次のように体系づけて、今後の施策を展開していきます。

| 基本目標 | 施策の方針 | 基本的施策 | |
|------------------------|------------------------------|--------------------------------|-----------------------------|
| Ⅰ 脱炭素を目指すまち | 1. 脱炭素実現に向けたライフスタイルの推進、普及、啓発 | 1.1 省資源・省エネルギー型ライフスタイルの推進 | |
| | | 1.2 地産地消の推進 | |
| | 2. 再生可能エネルギー活用の推進 | 2.1 再生可能エネルギー活用の推進 | |
| | | 2.2 再生可能エネルギーの活用 重点 | |
| | | 2.3 木質資源生産の推進 | |
| | 3. 脱炭素に向けたまちづくりの推進 | 3.1 まちの省エネルギー化の推進 | |
| | | 3.2 公共交通対策・インフラ整備 | |
| | | 3.3 脱炭素化に向けた新技術の情報収集 | |
| | | 3.4 吸収源対策の推進 | |
| | 4. 気候変動への適応 | 4.1 気候変動に関する情報収集・発信 | |
| | | 4.2 地球温暖化対策の推進 重点 | |
| | | 4.3 適応策の推進 | |
| Ⅱ 自然と共生するまち | 1. 自然環境の保全 | 1.1 河川環境の保全 | |
| | | 1.2 森林・里山の保全 | |
| | | 1.3 農地の保全 | |
| | | 1.4 自然とのふれあいづくり 重点 | |
| | | 1.5 水循環の保全 | |
| | | 1.6 水辺景観の保全及び創出 | |
| | 2. 生物の多様性の確保 | 2.1 身近な生物の保全 | |
| | | 2.2 貴重な野生生物の保護 重点 | |
| | | 2.3 鳥獣害への対応 | |
| | | 1.1 生ごみの排出量の削減及び有効利用 重点 | |
| | | 1.2 ごみ収集制度の見直し | |
| 1. 廃棄物の発生抑制 | 1.3 ごみを出さない生活習慣の推進 | | |
| | 1.4 ごみを出さない事業活動の推進 | | |
| | 2.1 不法投棄・不適正な処理の防止 | | |
| | 2.2 適正処理の推進 | | |
| 2. 廃棄物の適正な処理 | 2.3 災害廃棄物処理への対応 | | |
| | 3.1 分別・回収の徹底 | | |
| 3. 廃棄物の再利用 | 3.2 再生資源の活用 重点 | | |
| | 1.1 水質保全対策の推進 | | |
| Ⅳ 安心して暮らせる 快適なまち | 1. 公害のない生活環境の創出 | 1.2 交通公害対策の推進 | |
| | | 1.3 事業活動による公害対策の推進 | |
| | | 1.4 環境調査の継続・充実 | |
| | | 2.1 歴史的資源の活用 | |
| | 2. 良好な景観の保全及び創出 | 2.2 魅力的なまち並みづくり 重点 | |
| | | 3.1 緑あふれるまちづくり 重点 | |
| | 3. 潤いのある生活環境の保全及び創出 | 3.2 清潔なまち並みづくり | |
| | | 1.1 学校における環境教育の推進 | |
| | Ⅴ 一人ひとりが 行動するまち | 1. 環境教育の推進 | 1.2 社会における環境教育の推進 重点 |
| | | | 2.1 地域活動の活性化 重点 |
| | | 2. 市民・団体・事業者・市が一体となった環境保全活動の推進 | 2.2 市民・団体・事業者・市の協働体制の確立 |
| | | | 3.1 幅広い情報の提供 |
| 3. 情報の効果的な発信 | | 3.2 多様な手法による情報の提供 | |
| | | 3.3 情報交流の支援 | |

4. 環境基本計画の推進体制

本計画が、市民・団体・事業者・市の各主体に浸透し、継続的な見直し、改善を繰り返しながら、「自然と産業と伝統文化の調和した心豊かなまち せき」を実現することができるように、「推進体制の構築と維持」と「計画の進行管理」の2つを軸に計画を推進していきます。

(1) 推進体制の構築と維持

本計画を総合的に推進し、環境の将来像を実現するため、市民・団体・事業者・市の各主体が互いの情報や意見を交換し、各施策をそれぞれの役割を果たしながら協働して推進していく体制を整備し、市民・団体・事業者・市の連携のもとに推進していきます。

また広域的な取組を必要とする施策の実施にあたっては、国、県や他の地方公共団体、市民団体等と協力してその推進に努めます。

(2) 計画の進行管理

本計画の進行管理は、関市環境審議会の意見や助言を受けて行うものとし、環境マネジメントシステムの考えのもと、計画(Plan) → 実施(Do) → 点検・評価(Check) → 改善・見直し(Action)によるサイクルを基本として進行管理を行います。

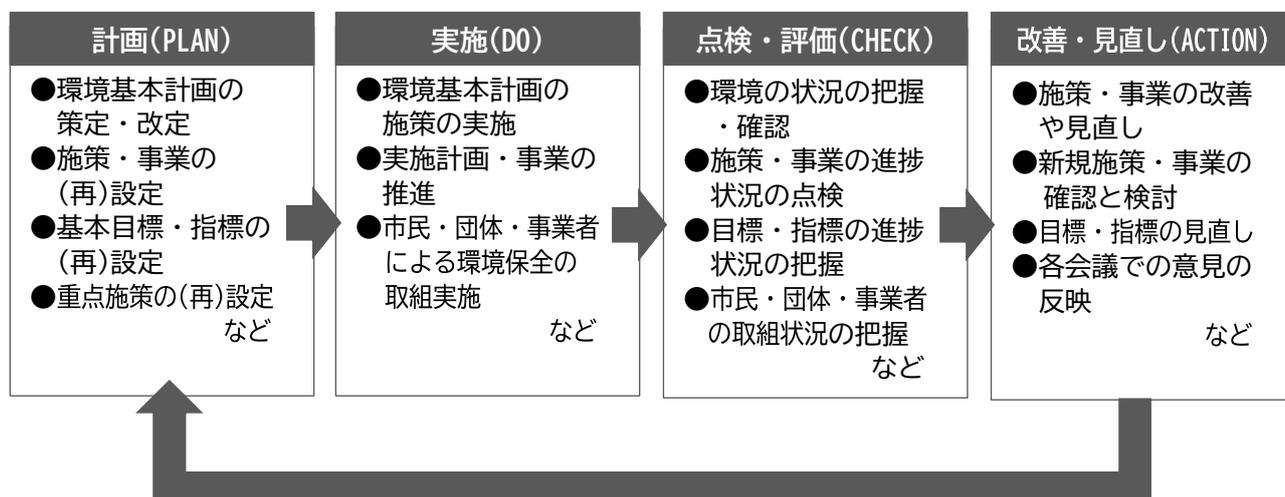
① 達成状況の評価

計画の進捗状況の確認及び評価の結果は、関市環境審議会へ報告するとともに、環境情報として市の広報紙やホームページ、環境白書(関市の環境)において公表します。

② 評価のサイクル

環境の現状や各主体の取組や指標の達成状況を整理し、その効果を確認・分析して計画を見直し、計画の実効性を継続的に高めていきます。

さらに、社会経済状況や市民意識等の変化、新たな環境問題の発生等に適切に対応するため、概ね5年ごとに本計画の見直しを行います。



第4章

施策の展開

ページの構成・見方について

第4章では、基本目標ごとに、施策の方針について説明をしています。ページの構成・見方については、以下の通りです。

基本目標 I 脱炭素を目指すまち

施策の方針 1 脱炭素実現に向けたライフスタイルの推進、普及、啓発

【現状と課題】

- 経済活動や家庭から排出される二酸化炭素等の温室効果ガスにより地球温暖化が進行し、気候変動が深刻化しています。
- 脱炭素実現に向けたライフスタイルを推進していくためには、市民や事業者一人ひとりが、自分ごととして捉えて行動に移していくことが重要です。

【施策の方向性】

- 資源・エネルギーの消費及び二酸化炭素の排出を抑制するためにも、再生可能エネルギー、輸送エネルギー消費の少ない流通消費システムの普及、近年増加傾向にある省エネルギー製品の利用に努め、限りある資源を将来の世代に残していきます。
- 私たちの生活が、地球規模で環境に影響を及ぼしていることの理解を進め、その影響を抑制する生活習慣を身につけます。

■□■ 市民の取組 ■□■

- 太陽光発電や蓄電池の導入、高断熱化などによる省エネルギー住宅への新改築を検討します
- 省エネルギー性能の高い家電製品への買換えをします
- 徒歩や自転車による移動、公共交通機関の積極的な利用やカーシェアリングを実施します
- 冷暖房の適切な温度管理や照明のこまめな消灯など省エネルギー生活を実践します
- 環境に配慮した省エネルギー型ライフスタイルに転換します

■□■ 事業者の取組 ■□■

- クールビズ、ウォームビズを積極的に推進します
- 照明やOA機器、冷暖房などを適切に管理し、節電を実施します
- ノーマイカーデーやエコ通勤、時差出勤やリモートワーク等を実施します
- エコドライブ、業務用車両のアイドリングストップ実施や次世代自動車などを導入します
- 事業活動における省エネ化・温室効果ガスの排出抑制に取り組めます

施策の方針における【現状と課題】、【施策の方向性】に関して説明しています。

施策の方針の内容として設定している基本的施策の説明とそれに基づく主な取組について示しています。

施策の方針として掲げた内容について、市民や事業者における取組の例を記載しています。市民の内容に関しては、一部団体における内容を含んでいます。

1.1 省資源・省エネルギー型ライフスタイルの推進

エネルギーの節約・転換の推進や二酸化炭素排出量の少ない移動手段の利用促進に取り組むことで、国民運動「COOL CHOICE (クールチョイス)」、中でもライフスタイルの脱炭素化を促進する「ゼロカーボンアクション 30」に連動した普及啓発を進めます。また、市民参加型イベントや住宅の省エネルギー化の情報発信などを行うことにより、省資源・省エネルギー型ライフスタイルを推進していきます。

①脱炭素社会を実現させるライフスタイルの普及啓発

【主な取組】

- 省エネルギー機器への買換えに関する普及啓発
- 二酸化炭素排出量の少ない移動手段の利用促進に関する普及啓発
- クールビズ・ウォームビズ・サステナブルファッションに関する情報発信
- バイオプラスチックをはじめとする二酸化炭素排出量の少ない材料を用いた製品の利用促進に関する普及啓発
- 環境にやさしい運転の普及啓発

基本目標Ⅰ 脱炭素を目指すまち

施策の方針1 脱炭素実現に向けたライフスタイルの推進、普及、啓発

【現状と課題】

- 経済活動や家庭から排出される二酸化炭素等の温室効果ガスにより地球温暖化が進行し、気候変動が深刻化しています。
- 脱炭素実現に向けたライフスタイルを推進していくためには、市民や事業者一人ひとりが、自分ごととして捉えて行動に移していくことが重要です。

【施策の方向性】

- 資源・エネルギーの消費及び二酸化炭素の排出を抑制するためにも、再生可能エネルギー、輸送エネルギー消費の少ない流通消費システムの普及、省エネルギー製品の利用に努め、限りある資源を将来の世代に残していきます。
- 私たちの生活が、地球規模で環境に影響を及ぼしていることの理解を進め、その影響を抑制する生活習慣を身につけます。

■□■ 市民の取組 ■□■

- 太陽光発電や蓄電池の導入、高断熱化などによる省エネルギー住宅への新改築を検討します
- 省エネルギー性能の高い家電製品への買換えをします
- 徒歩や自転車による移動、公共交通機関の積極的な利用やカーシェアリングを実施します
- 冷暖房の適切な温度管理や照明のこまめな消灯など省エネルギー生活を実践します
- 環境に配慮した省エネルギー型ライフスタイルに転換します

■□■ 事業者の取組 ■□■

- クールビズ、ウォームビズを積極的に推進します
- 照明やOA機器、冷暖房などを適切に管理し、節電を実施します
- ノーマイカーデーやエコ通勤、時差出勤やリモートワーク等を実施します
- エコドライブ、業務用車両のアイドリングストップ実施や次世代自動車などを導入します
- 事業活動における省エネ化・温室効果ガスの排出抑制に取り組みます

行動科学的手法（ナッジ）

ナッジ（Nudge:そっと後押しする）とは、行動科学の知見（行動インサイト）の活用により、人々が自分自身にとってより良い選択を自発的にとれるように手助けする政策手法です。

<イメージ>

環境に優しい車に乗ろう!

電気自動車等の購入を補助します

電気自動車等の購入金額に対し、最大45万円(国補助と併用で最大60万円)を補助します。

<ナッジ要素なし>



車の購入をご検討中のあなた!

環境に優しい車を購入するなら **今がお得です!**

電気自動車等の購入を補助します

電気自動車等の購入金額に対し、最大45万円(国補助と併用で最大60万円)を補助します。

<限定感を強調したもの>

既に都民の**40%**が乗り換え完了!

環境に優しい車に乗ろう!

電気自動車等の購入を補助します

電気自動車等の購入金額に対し、最大45万円(国補助と併用で最大60万円)を補助します。

<社会規範を意識させるもの>

車の新規購入・買替をご検討中のあなた!

ガソリン車と同価格で**EV車等購入が実現!**

EV価格4,200,000円

| | | |
|--------------|--------------|--------------------|
| 国補助 800,000円 | 都補助 600,000円 | ガソリン車価格 2,800,000円 |
|--------------|--------------|--------------------|

ガソリン車の価格差 1,400,000円

電気自動車等の購入を補助します

電気自動車等の購入金額に対し、国補助と合わせて最大140万円を補助(国補助80万円、都補助60万円)します。

<費用感をわかりやすくしたもの>

引用：東京都地球温暖化防止活動推進センター クール・ネット東京都民のZEV購入意向とナッジ要素がもたらす広告案の効果に関する調査について より

1.1 省資源・省エネルギー型ライフスタイルの推進

エネルギーの節約・転換の推進や二酸化炭素排出量の少ない移動手段の利用促進に取り組むことで、国民運動「COOL CHOICE（クールチョイス）」、中でもライフスタイルの脱炭素化を促進する「ゼロカーボンアクション 30」に連動した普及啓発を進めます。また、市民参加型イベントや住宅の省エネルギー化の情報発信などを行うことにより、省資源・省エネルギー型ライフスタイルを推進していきます。

①脱炭素社会を実現させるライフスタイルの普及啓発

【主な取組】

- 省エネルギー機器への買換えに関する普及啓発
- 二酸化炭素排出量の少ない移動手段の利用促進に関する普及啓発
- クールビズ・ウォームビズ・サステナブルファッションに関する情報発信
- バイオプラスチックをはじめとする二酸化炭素排出量の少ない材料を用いた製品の利用促進に関する普及啓発
- 環境にやさしい運転の普及啓発

②市民参加型イベント、講座・研修

【主な取組】

- 環境省・岐阜県の学習プログラムの導入
- 環境教育の推進
- 省エネルギーセミナー・体験イベント等の開催



親子環境セミナー（省エネ講座）

③住宅の省エネルギー化の情報発信

【主な取組】

- ZEHの情報提供
- 省エネリフォーム・高断熱リフォームの情報提供
- 省エネ機器の情報提供

コラム

COOL CHOICE（クールチョイス）

「COOL CHOICE」は、CO₂などの温室効果ガスの排出量削減のために、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など、日々の生活の中で、あらゆる「賢い選択」をしているという取組です。

引用：環境省ホームページ



ひとりひとりができること

ゼロカーボン アクション30

脱炭素社会の実現には、一人ひとりのライフスタイルの転換が重要です。そこで環境省では「ゼロカーボンアクション 30」として再生可能エネルギー、住宅、移動、食ロス、ファッションなど8つのカテゴリーに分けて脱炭素につながる行動を紹介しています。



エネルギーを節約・転換しよう！

- 1 再エネ電気への切り替え
- 2 クールビズ・ウォームビズ
- 3 節電
- 4 節水
- 5 省エネ家電の導入
- 6 宅配サービスをできるだけ一回で受け取ろう
- 7 消費エネルギーの見える化



サステナブルなファッションを！

- 21 今持っている服を長く大切に着る
- 22 長く着られる服をじっくり選ぶ
- 23 環境に配慮した服を選ぶ



太陽光パネル付き・省エネ住宅に住もう！

- 8 太陽光パネルの設置
- 9 ZEH（ゼッチ）
- 10 省エネリフォーム
窓や壁等の断熱リフォーム
- 11 蓄電池（車載の蓄電池）・省エネ給湯器の導入・設置
- 12 暮らしに木を取り入れる
- 13 分譲も賃貸も省エネ物件を選択
- 14 働き方の工夫



3R（リデュース、リユース、リサイクル）

- 24 使い捨てプラスチックの使用をなるべく減らす。マイバッグ、マイボトル等を使う
- 25 修理や修繕をする
- 26 フリマ・シェアリング
- 27 ゴミの分別処理



CO2の少ない交通手段を選ぼう！

- 15 スマートムーブ
- 16 ゼロカーボン・ドライブ



CO2の少ない製品・サービスを選ぼう！

- 28 脱炭素型の製品・サービスの選択
- 29 個人のESG投資



食ロスをなくそう！

- 17 食事を食べ残さない
- 18 食材の買い物や保存等での食品ロス削減の工夫
- 19 旬の食材、地元の食材でつくった菜食を取り入れた健康な食生活
- 20 自宅でコンポスト



環境保全活動に積極的に参加しよう！

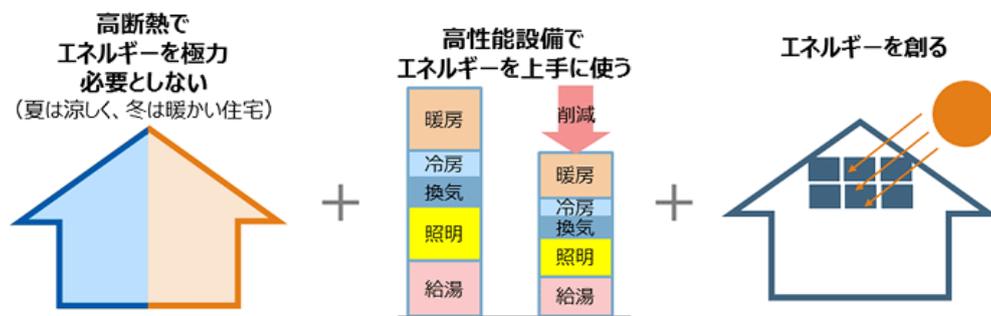
- 30 植林やゴミ拾い等の活動

引用：環境省ホームページ

ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)とは

「ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)」とは、「外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ、大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することによって年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅」のことです。

東日本大震災後の電力需給のひっ迫やエネルギー価格の不安定化等を受け、家庭部門における省エネの重要性が再認識されており、住宅そのものの省エネが不可欠であることから、「ZEH」の普及で、家庭部門におけるエネルギー需給構造を抜本的に改善することが期待されます。



引用：経済産業省資源エネルギー庁ホームページ

1.2 地産地消の推進

地元産品の利用による輸送エネルギーの削減促進やマルシェを開催することで、地産地消の推進に努めます。

①地元産品の利用による輸送エネルギーの削減促進

【主な取組】

- 市施設における県内産品の利用
- 市発注事業における県内資材の使用
- 学校給食での地元産品等の積極的利用

②地産地消のPR

【主な取組】

- 市民、事業者への地産地消のPR
- マルシェの開催
- 県産材住宅の建設に関する情報発信

施策の方針2 再生可能エネルギー活用の推進

【現状と課題】

- 日本はエネルギー資源に乏しく、その多くを海外の化石燃料に頼っています。二酸化炭素を排出する化石燃料中心のエネルギー調達は、地球温暖化による気候変動問題がさらに進行し、私たち一人ひとりはもちろん、地球上に生きるすべての生き物に影響を与える喫緊の課題となります。
- 「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指して、二酸化炭素を排出しない太陽光発電等再生可能エネルギーの普及拡大やバイオマス利活用の取組を進めていくことが重要です。

【施策の方向性】

- 地域の特性を生かした再生可能エネルギー導入のための調査・検討を行い、適正に普及拡大することで、再生可能エネルギーの比率を上げて地域の脱炭素化やエネルギー自給率の向上を図ります。
- 適切な森林施業を実施し、森林資源の整備・保全を行うことにより、木質資源の循環を推進し、温室効果ガスの吸収等、森林の多面的機能の維持・発揮を図ります。

■□■ 市民の取組 ■□■

- 太陽光発電や太陽熱・地中熱利用システムなどを導入します
- 木質ペレットストーブ・薪ストーブ等、木質バイオマス機器の導入を検討します

■□■ 事業者の取組 ■□■

- 太陽光発電・風力発電設備等の再生可能エネルギーの導入に努めます
- 木質ペレットストーブ・薪ストーブ等、木質バイオマス機器の導入を検討します
- バイオディーゼル燃料等の活用を検討します

コラム

再生可能エネルギーの調達（PPAモデル）

PPA（Power Purchase Agreement）とは電力販売契約という意味です。企業・自治体が保有する施設の屋根や遊休地を事業者が借り、無償で発電設備を設置し、発電した電気を企業・自治体が施設で使うことで、電気料金とCO2排出の削減ができます。設備の所有は第三者（事業者または別の出資者）が持つ形となるため、資産保有をすることなく再エネ利用が実現できます。

引用：環境省ホームページ

2.1 再生可能エネルギー活用の推進

地域の再生可能エネルギーポテンシャルの調査や検討を行うことにより、再生可能エネルギー活用を推進していきます。

①地域の再生可能エネルギーポテンシャル等の調査・検討

【主な取組】

- 地域再生可能エネルギー導入構想の策定
- 再生可能エネルギー導入に関するゾーニング調査・検討
- 再生可能エネルギーの設置可能な公共施設・市有地の調査・検討
- 再生可能エネルギーに関する先進的な取組や事例の情報収集と提供

2.2 再生可能エネルギーの活用

再生可能エネルギー・バイオマス関連の補助事業の実施や情報提供を行うことにより、再生可能エネルギーの活用に努めます。

①再生可能エネルギー等の普及・啓発

【主な取組】

- 太陽光発電設備等設置支援
- 薪ストーブ等購入支援
- 公共施設の新築・改築時に合わせた再生可能エネルギーの導入促進
- コージェネレーションシステム等による再生可能エネルギーの活用検討
- 小水力発電の導入の調査・検討

②バイオマス利用促進

【主な取組】

- 木質系バイオマス発電施設の設置導入の調査・検討
- 林地残材木質バイオマス等利用促進
- 家畜ふん尿・農作物残渣の有効利用

2.3 木質資源生産の推進

適正な森林整備の啓発に取り組み、森林整備を行うことによって、木質資源の循環を推進します。

①森林整備

【主な取組】

- 適正な森林整備の啓発・推進
- 林業安全装備等購入支援

施策の方針3 脱炭素に向けたまちづくりの推進

【現状と課題】

- 気候変動の原因となる温室効果ガスの排出を抑え、「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けて、省エネルギーの徹底が必要となってきます。
- 脱炭素を目指したライフスタイルへの転換に向けて、市民・団体・事業者・市が一体となって、脱炭素に向けたまちづくりを推進していくことが重要です。

【施策の方向性】

- 省エネルギー性能の高い技術や製品を導入していくことで、エネルギー消費の効率化による二酸化炭素排出量の削減を目指します。
- 環境負荷の少ない次世代自動車の普及や公共交通対策、インフラ整備を推進することで、自動車からの二酸化炭素排出量を削減します。
- 脱炭素に関する新技術の調査検討や導入等について積極的に取り組みます。また森林の割合が多い特性を生かし、適正な森林整備を行うなど二酸化炭素の吸収源対策の推進に努めます。

■□■ 市民の取組 ■□■

- 自動車の整備点検を徹底し、燃費を良好に保ちます
- 次世代自動車を導入します
- 補助制度等を活用して省エネ型の設備を導入します
- 住宅にZEHの視点を取り入れます

■□■ 事業者の取組 ■□■

- 相乗りや事前の道順の確認、ノーカーデーの設定などにより、自動車利用の無駄を減らします
- 自動車の整備点検を徹底し、燃費を良好に保ちます
- 次世代自動車を導入します
- 省エネ型機器を導入します
- 建築物にZEBの視点を取り入れます

3.1 まちの省エネルギー化の推進

公共施設や住宅・事業所における省エネルギー化やカーボン・オフセットへの支援を行うことにより、まちの省エネルギー化を推進します。

①公共施設における省エネルギー化

【主な取組】

- 防犯灯、道路・公園照明灯のLED化
- 次世代自動車の導入促進
- 急速充電設備の設置検討など次世代自動車のためのインフラ整備

②住宅・事業所における省エネルギー化

【主な取組】

- ZEHの補助導入の調査・検討
- 脱炭素経営に取り組む中小企業への支援
- ZEBの情報提供
- 省エネルギー診断の情報提供

③カーボン・オフセットへの支援

【主な取組】

- カーボン・オフセットの情報収集・提供



電気自動車（環境フェア）

3.2 公共交通対策・インフラ整備

E Vバスの導入検討や自転車走行空間の検討を行うことで、公共交通への対策を進めていきます。

①E Vバス導入の検討

【主な取組】

- E Vバスの導入
- 自動運転の導入検討

②自転車走行空間の検討

【主な取組】

- 自転車専用道路等の環境整備
- シェアサイクリングの導入検討

3.3 脱炭素化に向けた新技術の情報収集

新エネルギーシステムの調査・検討に取り組んでいくことによって、脱炭素に向けたまちづくりを推進していきます。

①新エネルギーシステムの情報収集

【主な取組】

- 新エネルギーシステムの情報収集
- 先進事例等の情報収集

3.4 吸収源対策の推進

適正な森林整備の啓発に取り組み、森林整備を行うことによって、二酸化炭素の吸収源対策の推進に努めます。

①森林整備（再掲）

【主な取組】

- 適正な森林整備の啓発・推進
- 林業安全装備等購入支援



森林整備

施策の方針4 気候変動への適応

【現状と課題】

- 近年、地球温暖化に伴う気候変動により、大雨等の自然災害の増加・激甚化や夏季の高温による熱中症リスクの増加、動植物の分布変化などの影響が現れています。
- 温室効果ガス排出を抑制する緩和策を実施し、現在生じている、また将来予測される地球温暖化による影響に対し、その被害を回避または低減を図るための適応策を推進していくことが必要です。

【施策の方向性】

- 気候変動への適応については、新しい概念であることも踏まえて、市民や事業者の理解促進に向け情報発信などに取り組みます。
- 地球温暖化による影響に対し、その被害を回避または低減を図るための適応策を推進し、災害への対応力が高いまちづくりを目指します。

■□■ 市民の取組 ■□■

- テレビやラジオ、インターネットなどから防災情報を収集します
- 避難訓練に参加するなど、家族や地域で防災について考える機会を持ちます
- こまめな水分補給やエアコンの適切な使用による熱中症予防をします
- 気候変動への適応について関心や興味を持ち、情報収集や理解の促進に努めます
- 地域のハザードマップを確認し、危険個所の確認や避難場所、避難ルート等を把握し、災害時に迅速で適切な対応をとれるようにします

■□■ 事業者の取組 ■□■

- 事業所のある地域のハザードマップを確認し、危険個所の確認や避難場所、避難ルート等を把握し、災害時に迅速で適切な対応をとれるようにします
- 気象災害による影響を踏まえた事業継続計画（BCP）を策定します
- 避難訓練を実施し、緊急時の対応について従業員等に周知します
- 気候変動への適応について関心を持ち、情報収集に努めます

4.1 気候変動に関する情報収集・発信

気候変動への適応について、市民や事業者の理解促進に向けた情報収集や発信に取り組みます。

①気候変動の影響及び気候変動適応に関する情報収集・発信

【主な取組】

- 気候変動影響及び気候変動適応に関する情報収集・発信
- 産官学の連携による情報収集・発信

4.2 地球温暖化対策の推進

私たちの生活が、地球規模で環境に影響を及ぼしていることへの理解を進め、関心を持つことや影響を抑制するための知識や生活習慣を身に付けるための取組や周知に努めます。

①地球温暖化対策実行計画（事務事業編・区域施策編）の運用等

【主な取組】

- 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の適切な運用
- 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定検討

4.3 適応策の推進

自然災害への対策、暑熱対策の推進を行っていきます。また、気候変動に適応した農林水産物の検討などに取り組むことで、その他に必要な気候変動対策に努めます。

①自然災害への対策

【主な取組】

- 事業継続計画（BCP）の策定・普及・啓発
- 洪水・土砂災害ハザードマップの活用促進
- 防災拠点・避難施設等の再生可能エネルギーと蓄電池を用いた停電対策などの整備
- 建築物の耐震化の普及啓発
- 林地残材及び支障木の撤去・搬出
- 田んぼガムの促進

②暑熱対策の推進

【主な取組】

- 熱中症等対策への注意喚起・普及・啓発
- 熱帯性疾病の情報収集・提供

③その他の気候変動対策

【主な取組】

- 気候変動に適応した農林水産物の検討・普及・啓発

コラム

緩和策と適応策

緩和策とは、温室効果ガスの排出の抑制や、森林等の吸収作用を保全及び強化することで、地球温暖化の防止を図るための施策です。一方で、適応策とは、地球温暖化がもたらす現在及び将来の気候変動の影響に対処する施策です。

緩和策と適応策は、気候変動の影響のリスクを低減するための相互補完的な施策であり、言わば車の両輪として推進していくべき施策です。

引用：環境省ホームページ

緩和とは？
原因を少なく

2つの気候変動対策

適応とは？
影響に備える

緩和策の例

- 節電・省エネ (Light bulbs, power button)
- エコカーの普及 (Bicycle, car)
- 再生可能エネルギーの活用 (Solar panel, wind turbine)
- 森林を増やす (Trees)
- 温室効果ガスを減らす (CO2 cloud)

適応策の例

- 感染症予防のため虫刺されに注意 (Mosquito, medicine bottle)
- 熱中症予防 (Sun hat, water bottle)
- 災害に備える (Dam, house, trees)
- 高温でも育つ農作物の品種開発や栽培 (Fruits, water tap)

気候変動による人間社会や自然への影響を回避するためには、温室効果ガスの排出を削減し、気候変動を極力抑制すること（緩和）が重要です。

緩和を最大限実施しても避けられない気候変動の影響に対しては、その被害を軽減し、よりよい生活ができるようにしていくこと（適応）が重要です。

引用（図）：気候変動適応情報プラットフォームホームページ

基本目標Ⅱ 自然と共生するまち

施策の方針1 自然環境の保全

【現状と課題】

- 関市のまちづくりへの意識調査（せきのまちづくり通信簿）では、「関市について、あなたが自慢できること」において、「きれいな水や山などの豊かな自然環境やおいしい水」をあげる市民が多くなっています。
- 森林は、水源かん養、治水のほか、地球温暖化の防止や再生可能な資源の供給など多くの機能を有しています。森林の恵みを広く市民が享受できるよう、自然との共生を将来にわたり確保していくため、森林を守り育てていくことが求められます。

【施策の方向性】

- 生物が生息・生育する場としてのみならず市民の生活と多面的な関わりを持つ場として河川、森林、農地等の保全を図るとともに、自然とふれあえる場を創出し、自然環境保全への理解を進めます。
- 自然を支える水の健全な循環を保全します。

■□■ 市民の取組 ■□■

- 不法投棄は絶対にしません
- 農地を維持するために、地域農産物の消費を推進します
- ぎふ清流GAP農産物や有機農産物など環境負荷低減型の農産物を選択します
- 貸し農園制度を利用して、農地の荒廃を防ぎます
- 里山の保全と再整備に努めます
- 雨水利用などにより節水に努めます

■□■ 事業者の取組 ■□■

- 開発工事に際し、森林を極力残す計画とし、工事の際には排水等の発生を抑制します
- 植林の際には、地域の植生を考慮に入れて樹種を選定します
- ポイ捨て・不法投棄は絶対にしません
- 林業者は間伐や下草刈りなどの森林管理を徹底します
- 環境負荷低減など、ぎふ清流GAP評価制度を推進します
- 所有する農地を、貸し農園制度を活用して荒廃を防止します
- 農地の貸借や農作業の受委託を取り入れ、農地の荒廃を防ぎます
- 雨水利用などにより節水に努めます

1.1 河川環境の保全

貴重種の生息環境に配慮した河川の整備に取り組みます。また、長良川、板取川周辺の景観の保全や河川環境の保護活動を活性化することにより、河川環境の保全に努めます。

①自然環境に配慮した河川整備

【主な取組】

- 生物の生息環境への配慮
- 外来種等の持込み防止

②長良川、板取川周辺の景観の保全

【主な取組】

- 自然公園法及び岐阜県立自然公園条例に基づく規制の徹底とPR

③河川環境の保護活動の活性化

【主な取組】

- ポイ捨て・不法投棄の防止のための草刈等の推進
- 総合的な学習の時間等における身近な動植物観察活動等の実施
(カワゲラウォッチングの継続を含む)
- 市民・団体による水辺調査の実施

コラム

長良川

市内中心部を流れる川でありながら今もきれいな水をたたえ、その流れは多くの人に愛されています。夏になれば川原は水遊びを楽しむ人でにぎわいます。長良川は源流を郡上市高鷲の大日ヶ岳に発し多くの支流と合流し木曾三川の一つとして伊勢湾に流れ込みます。

長良川中流域の水は「名水100選」に選ばれており、今もなお昔ながらの伝統を守りつづけているぎふ長良川の鵜飼が行われる場所でもあります。

引用：岐阜観光コンベンション協会

1.2 森林・里山の保全

森林・丘陵地面積の確保や森林の適正な管理により、森林の保全を行います。また、里山の整備や重要性の意識啓発を進めることで、里山の保全に取り組みます。

①森林・丘陵地面積の確保

【主な取組】

- 関市都市計画マスタープラン及び関市森林整備計画による森林等の整備・機能保全
- 保安林等による森林保全の推進
- 開発により生じた裸地の早期回復の指導

②森林の適正管理の徹底

【主な取組】

- 関市森林整備計画による森林整備
- 主伐・再造林・間伐による森林整備
- 未整備人工林の間伐
- 健全で多様な森林づくりの実施
- 関市森林づくり条例の普及啓発

③里山の整備

【主な取組】

- 市民参加型の森林づくり事業の実施
- 郷土の森林保全活動推進事業及び緑の募金事業の推進
- 林道整備による林業基盤の整備
- 林業経営の支援及び担い手の育成

④里山の重要性の意識啓発

【主な取組】

- 環境保護を目的とした野外活動の実施
- 関市版森のようちえんやプレーパークの支援
- 里山の重要性（生物多様性、景観、環境保全機能など）を知る講座、学習会等の開催
- ボランティアリーダーの活躍機会の確保

1.3 農地の保全

農地の有効な利用集積に取り組むことで、農産物の生産環境の整備を行っていきます。また、新規就業者の確保や育成、農業技術向上のための研修機会を提供することにより、農業の担い手の確保や育成を行い、農地の保全へとつなげます。

①農産物の生産環境の整備

【主な取組】

- 農地の有効な利用集積
- 有害鳥獣対策
- 荒廃農地の抑制対策

②農業の担い手の確保・育成

【主な取組】

- 新規就農者の確保・育成
- 法人化組織の設立支援、既存営農組織の強化支援
- 農業技術向上のための研修機会の提供
- 6次産業化の推進

③岐阜県みどりの食料システムの推進

【主な取組】

- ぎふ清流GAP評価制度の普及・啓発
- ぎふ清流GAP農産物、有機農産物の周知・普及
- 市内のぎふ清流GAP認証者の増加
- スマート農業、データ活用型農業の推進

コラム

曾代用水

平成 27(2015)年 10 月 12 日から 16 日まで、フランスのモンペリエ市にて開催された「国際かんがい排水委員会」において、世界かんがい施設遺産の登録施設の発表があり、曾代用水（関市・美濃市）が、新たに世界かんがい施設遺産として登録され、11 月 26 日には、農林水産省にて登録証の伝達式が開催されました。

引用：広報せき

1.4 自然とのふれあいづくり

健全で多様な森林づくりや、学校などにおける市産材を使用した木製製品の導入促進を行うことで、森林の公益的機能の有効利用に努めます。また、自然観察会やホタル観察会などによって、自然とふれあう機会を創出していきます。

①森林の公益的機能の有効利用

【主な取組】

- 健全で多様な森林づくり
- 里山林整備ボランティア「ふどうの森クラブ」による間伐材や竹の炭焼き活動の促進
- 産官学連携による木を使用した物づくりの推進
- 保育園や学校などにおける市産材を使用した木製製品導入促進

②自然観察会、ホタル観察会などの機会の創出

【主な取組】

- 自然観察会・バードウォッチングなどの開催
- 自然保護員、里山インストラクターの育成
- 「せき・ホタルの楽校」の開催

1.5 水循環の保全

森林・農地の適切な管理や上流域の森林保全に取り組むことで、上流水源の保全を行います。また、雨水等の利用による節水や雨水の浸透を助長する方法を検討していくことで、水循環の保全につなげます。

①上流水源の保全

【主な取組】

- 森林・農地の適切な管理
- 上流域の森林の保全
- 水源かん養林の保護・育成
- 財産区や市有林などを活用した森林整備
- 分収造林整備協定事業の推進

②雨水等の利用による節水

【主な取組】

- 泡沫水栓の活用
- 雨水貯留施設整備への助成

③雨水の浸透を助長する方法の検討

【主な取組】

- 公共施設等への雨水浸透枳の導入
- 公園の園路等への透水性舗装等の導入

1.6 水辺景観の保全及び創出

親水空間の創出や水辺空間の環境整備を行うことにより、水辺景観の保全や創出につなげていきます。

①親水空間の創出

【主な取組】

- 水辺空間のオープン化

②水辺空間の環境整備

【主な取組】

- 清掃活動などの美化活動の推進
- 周辺自治体との川と海のクリーン大作戦の実施
- 長良川流域や川浦溪谷など魅力ある水辺景観の保全

施策の方針2 生物の多様性の確保

【現状と課題】

- 本市では、森林が市域の約8割を占めており、河川や森林には身近な生物やウシモツゴ（魚類）、ギフチョウ（昆虫類）、シデコブシ（植物）などの貴重な生物が生息・生育しています。
- しかし、近年の護岸工事や森林の荒廃等により、貴重な種の生息・生育環境に何らかの影響を与えているとされており、継続的な調査や適切な保護対策が必要となっています。

【施策の方向性】

- 市内の動植物の現状を把握し、身近な生物の保全及び貴重な種や生態系の保護に努め、関市本来の動植物が生息・生育できる環境を保全・創出します。
- 広く市民や事業者には生態系への理解を深め、生物の多様性を確保していきます。
- 鳥獣害については、実態把握及び被害防除対策に引き続き取り組み、人と鳥獣の適切な関係の構築に努めます。

■□■ 市民の取組 ■□■

- 身近な自然、生き物に常に関心を持ちます
- 在来種、外来種に限らず生き物を安易に自然へ放しません
- 不要となった植物や土壌は、堆肥化等により適切に処理します
- ペットは最後まで責任をもって飼育します

■□■ 事業者の取組 ■□■

- 生き物を扱う事業所は、販売などを通じてモラルの普及に努めます
- 開発で生じた裸地は、速やかに植栽します
- 開発により動植物の生息・生育地を消失しない努力をし、消失する場合には、極力代替措置を講じます
- 有害鳥獣類による農業被害対策を実施します

2.1 身近な生物の保全

生物多様性を保全するため、地域特性を踏まえながら、樹林地や農地などの緑、水辺などの保全を図り、生物の生息・生育空間の保全・創出に向けた取組を推進します。

①山地・丘陵地等の開発規制の設定及び指導の実施

【主な取組】

- 生物の生育地・生息地について、地域生活を確保した上で地域指定を検討
- 特別鳥獣保護区の拡大及び追加などの見直し実施
- 民間開発事業への生物の生息・生育環境について配慮・指導実施
- 開発により生じた裸地の早期回復の指導

②貴重種の生息に配慮した河川整備の推進

【主な取組】

- 自然と共生できる工法を選択
- 自然状態の岸辺・河川の保全と回復への努力
- 多様な生物が生息・生育できる河川・用水の保全

③継続的な生物調査の実施

【主な取組】

- 希少野生動植物種保存推進委員、岐阜県野生生物保護推進員、市内の環境団体等による生物調査の実施
- 総合的な学習の時間等における身近な動植物観察活動等の実施
- カワセミなどの身近な動植物観察活動等の実施

④環境マップの作成

【主な取組】

- レッドデータブックなどを活用した貴重な種の把握
- 希少生物等の生息地域の把握
- 環境団体間の情報交流
- 希少野生動植物種保存推進委員、岐阜県野生生物保護推進員、市内の環境団体等による生物調査の実施

⑤生態系保全への理解促進

【主な取組】

- 在来種、外来種に限らず安易な放流等の禁止
- ペット飼育に関するモラル向上
- 植物栽培に関するモラル向上

2.2 貴重な野生生物の保護

貴重な種の野生生物の保護に向けて、生息・生育地の把握、継続的な調査を実施することで、適切に保護していきます。

①貴重な種の生育地・生息地の把握と保護

【主な取組】

- 希少野生動植物種保存推進委員、岐阜県野生生物保護推進員、市内の環境団体等による水生生物調査の実施
- 鳥獣保護区の拡大及び追加などの見直し実施
- 特定外来生物の駆除
- 河川工事時等における貴重種の移植の実施
- 必要に応じた開発による生育地・生息地消失の代替措置及び指導

コラム

清流長良川の鮎

平成 27(2015)年 1 月に、清流長良川の農林水産業推進協議会から、国際連合食糧農業機関（F A O）に対して、世界農業遺産の認定申請をした「清流長良川の鮎～里川における人と鮎のつながり～」は、12 月 15 日、イタリア・ローマの F A O 本部にて開催された「G I A H S 運営・科学合同委員会」において、世界農業遺産として認定されました。

引用：広報せき



カワセミ



関川生き物調査

2.3 鳥獣害への対応

鳥獣害への対応としては、実態把握及び被害防除対策に継続して取り組み、人と鳥獣の適切な関係の構築に努めます。

①有害鳥獣に対する適切な対応

【主な取組】

- 有害鳥獣類による被害状況の調査の実施
- 猟友会による捕獲等による被害対策の実施
- 里山整備促進

基本目標Ⅲ 資源を無駄なく使うまち

施策の方針1 廃棄物の発生抑制

【現状と課題】

- プラスチックごみ等による海洋汚染や食品ロス等の大量生産・大量消費に伴う廃棄物の大量発生が地球環境に影響を与えています。
- 「発生抑制・再使用・再生利用」の3R活動の普及や食品ロスの削減に取り組み、ごみの減量化を推進していく必要があります。

【施策の方向性】

- ごみを削減しやすい収集制度の検討、マイバッグ持参、適量調理、長期間使用やレンタル品の活用などごみを出さない生活習慣・事業活動への啓発を進め、全市的に廃棄物の減量化を進めます。

■□■ 市民の取組 ■□■

- 生ごみ処理機器を導入します
- 生ごみ減量のアイデアや手法に関心を持ち、他の人にも教えます
- リサイクル技術に関心を持ちます
- フリーマーケット・リユースショップを活用します
- 広報などから省資源の情報を収集し活用します
- マイバッグを持参し過剰包装は辞退します
- エコマーク商品等の環境に配慮した製品を選択します
- 刃物のリサイクルに協力します
- 調理方法の工夫や計画的な買い物などにより食品ロスを減らします

■□■ 事業者の取組 ■□■

- 農地や事業所敷地などで、生ごみ・畜ふん尿堆肥を活用します
- リユースショップを活用します
- 広報などから省資源の情報を収集し活用します
- 販売店では、簡易包装を推奨しマイバッグの持参を勧めます
- エコマーク商品等の環境に配慮した製品を選択します
- 資材の購入に際しては、グリーン購入に努めます
- 販売店では、グリーン製品の取り扱いを増やします
- 製造業では、グリーン製品の開発に努めます
- 製造業では、リサイクル可能な材料、原料の使用に努めます

1.1 生ごみの排出量の削減及び有効利用

生ごみの堆肥化機器の導入促進や生ごみ堆肥の利用先の確保、生ごみを出さない工夫を実施していきます。また、有効利用・活用方法についても検討を行い、資源として無駄なく使う方法を考え、取り組めます。

①生ごみ堆肥化機器導入促進

【主な取組】

- 生ごみ処理機器購入への補助制度の普及
- 市の広報・回覧を活用した市民・事業者の生ごみ処理に対する意識啓発
- 適正な使用方法、長期継続使用へのフォローアップ
- ダンボールコンポストの普及促進

②生ごみ堆肥の利用先の確保

【主な取組】

- 学校等の公共施設における利用推進
- 農家・事業所等における利用促進

③生ごみを出さない工夫の実施

【主な取組】

- 食品ロスに対する啓発
- 調理メニューの改善、必要数分の調理など、残飯を減らすための工夫の実施と啓発
- 学校給食未使用食材の販売に関する協定

④剪定枝、雑草等の活用方法の検討

【主な取組】

- 剪定枝のチップを街路植栽帯・道路法面等への利用及び検討
- 小枝落葉等粉碎機の補助

⑤バイオマス資源としての活用

【主な取組】

- 食品廃棄物の飼料・堆肥化
- 学校給食センターから出る廃食油の燃料化
- 一般家庭から出る廃食油の燃料化の検討

1.2 ごみ収集制度の見直し

指定ごみ袋制度の見直しや費用等の情報公開を行っていきます。

①指定ごみ袋制度の見直し

【主な取組】

- 指定ごみ袋のサイズ、金額等の検討

②費用等の情報公開

【主な取組】

- 料金、分別の品目などの検討

1.3 ごみを出さない生活習慣の推進

普段の生活においてごみを出さない生活習慣を推進するために、減量化の推進、ごみを出さない生活習慣の確立、浸透に向けた取組を行います。

①中濃地域広域行政事務組合で減量化の推進

【主な取組】

- リサイクル情報の発信
- リサイクルプラザを活用した減量化の啓発活動と環境教育の推進
- 社会科のカリキュラムとしてごみ処理施設の見学実施
- 組合構成自治体の情報交流及び公開

②フリーマーケット等の活用

【主な取組】

- 各種行事におけるフリーマーケットの導入促進
- 広報などによるフリーマーケット等の利用啓発
- フードバンク活動を通じた食品ロス削減の取組啓発
- 不用品交換会の利用促進

③ごみを出さない生活習慣の確立、浸透

【主な取組】

- 広報などによる省資源の取組の周知
- グリーン購入の推進
- 簡易包装・マイバックの持参呼びかけなどの環境にやさしい店舗、商店街づくりの検討
- 紙使用量の削減の検討

④啓発運動の推進

【主な取組】

- 再生可能資源に関する情報提供
- 食品ロスに対する啓発
- 刃物回収やリサイクル・リユースの周知

1.4 ごみを出さない事業活動の推進

グリーン製品の取り扱いの推進、開発の促進を行うことにより、ごみを出さない事業活動を推進します。また、リサイクル可能な材料、原料の使用促進に取り組んでいくことで、製品開発・販売における廃棄物の減量や削減の徹底を目指します。

①グリーン製品取り扱いの推進

【主な取組】

- グリーン製品や認定制度に関する情報の提供
- グリーン購入法の周知
- 建築・土木系の公共事業に使用する資材情報を関係課に提供

②グリーン製品開発の促進

【主な取組】

- 岐阜県の「リサイクル製品認定制度」の活用
- グリーン購入の推進

③製品開発・販売における廃棄物減量・削減の徹底

【主な取組】

- リサイクル可能な材料、原料の使用促進
- 製造・販売過程で発生した廃棄物の分別、再資源化の徹底
- 過剰包装の抑制



ダンボールコンポスト講習会



食品ロス調査で確認された手つかずの食品

施策の方針2 廃棄物の適正な処理

【現状と課題】

- 廃棄物は、不法投棄や野外焼却などのように、不適正に処理されると有害な物質を発生する恐れがあるため、周辺環境への影響が懸念されます。
- ごみを適正に処理するための一定の取組や運用は、市民生活を支える基盤として重要です。

【施策の方向性】

- 平成12(2000)年6月に制定された「循環型社会形成推進基本法」に基づき、リサイクルを進めるための各種の法律が定められています。そのルールに従って、不要になったものについて、リサイクルするもの、廃棄するものにきちんと分けて、それぞれ適正に処理します。

■□■ 市民の取組 ■□■

- 自宅周辺の整理・整頓に心がけます
- 家庭でごみの焼却はしません
- 廃棄物に関連する法律に関心を持ちます
- 処理施設等の見学会に参加し、ごみの適正処理に関する知識を高めます
- ポイ捨て・不法投棄は絶対にしません

■□■ 事業者の取組 ■□■

- 廃棄物・資源に関する法律・条例に関心を持ちます
- ポイ捨て等を防止するため、事業所周辺の整理・整頓を心がけます
- 法律の構造基準に沿った焼却炉以外でのごみの焼却はしません
- 廃棄物の処理に際しては、適正な業者を選定します
- 資源再生ラインを持つ工場では、市民等の見学会を開催します

2.1 不法投棄・不適正な処理の防止

地域住民や各種団体と連携を図り、パトロールの実施や捨てさせない環境づくりに努めます。

①不法投棄パトロールの継続及び充実

【主な取組】

- 郵便、宅配等の業者によるモニター制度の継続
- 職員による廃棄物パトロールの実施

②不法投棄の現状の把握及び周知

【主な取組】

- 現地調査の実施による不法投棄の現状の公表
- パトロールの実施状況の周知、法律・条例の概要の周知
- 広報、市民間での情報交換

③捨てさせない環境づくり

【主な取組】

- 管理地の美化(自宅、事業所、所有農地、山林等)
- 不法投棄の監視・指導

④一般廃棄物、産業廃棄物ともに適正処理の徹底

【主な取組】

- 家庭・事業所等での野外焼却禁止の徹底
- 事業者団体を通じた情報提供
- 各種法律の周知
- 関係機関の連携強化



廃棄物パトロール

2.2 適正処理の推進

適正な処理の推進に向けて、ごみ処理施設や下水処理施設の見学の実施、ホームページなどを通じた情報の提供を行うことで、適正処理への理解促進を目指します。

①適正処理への理解促進

【主な取組】

- 社会科のカリキュラムとしてごみ処理施設や下水処理施設等の見学の実施
- 民間企業が導入した先進的な事例の紹介や視察希望の仲介
- 「学習・スポーツ・ボランティアナビ」「広報せき」「関市ホームページ」などに出前講座講師の掲載と情報提供

2.3 災害廃棄物処理への対応

近年多発する自然災害による大量の災害廃棄物の発生に備えて、災害廃棄物の処理に関する対応について、周知や啓発に取り組めます。

①災害廃棄物処理の啓発

【主な取組】

- 災害廃棄物仮置場排出の分別徹底及び平時からの啓発
- 災害に強い住宅・建築物の普及啓発



災害廃棄物仮置場（平成 30 年 7 月豪雨）

施策の方針3 廃棄物の再利用

【現状と課題】

- 関市のまちづくりへの意識調査（せきのまちづくり通信簿）では、「環境に配慮した取組としてどのようなことを行っていますか」ということに関して、「資源ごみの分別」が85.7%と最も多くなっています。
- 市民においても高い意識はあるため、市全体で取組を行っていくことが大切です。限りある資源を有効に活用するため、廃棄物に含まれる資源は徹底的に回収し、再使用・再生利用する必要があります。

【施策の方向性】

- 資源を適切な形で回収し、また再生品使用を促進し、資源循環型社会の取組を進めます。
- プラスチック資源循環法などの社会の動向に即した分別・回収の徹底や再生資源の活用を推進することで、廃棄物の再利用に取り組んでいきます。

■□■ 市民の取組 ■□■

- ごみの分別を徹底します
- 分別状況に関心を持ちます
- 不用品交換会を活用します
- リサイクル製品に関心を持ち、積極的に購入・利用します
- 刃物の回収に協力します

■□■ 事業者の取組 ■□■

- 販売店では、資源物の積極的な回収を行います
- よりリサイクルしやすい製品をPRします
- 刃物の製造業・販売店は、不要になった刃物回収システムやリサイクル・リユースをPRします
- 製造業では、副産物の再利用・再資源化に努めます
- グリーン購入に努めるとともに、グリーン製品の販売を強化します
- リサイクル製品の取り扱いを積極的にPRします

3.1 分別・回収の徹底

ごみの資源化を促進するため、資源回収の支援や分別方法の周知を行うことで、分別・回収を徹底します。

①資源集団回収の支援

【主な取組】

- 奨励金等の見直しの実施

②店舗による資源回収の支援

【主な取組】

- 資源回収実施店舗の紹介
- 刃物回収やリサイクル・リユースの紹介

③分別方法の周知徹底

【主な取組】

- 地域のリーダーの育成
- 分別状況の公表
- ごみ分別アプリ・ホームページ及びパンフレットの周知、利用促進
- 再生過程等やリサイクルに関する情報の周知

④刃物回収やリサイクル・リユースの周知徹底

【主な取組】

- 11月8日の「刃物の日」をPR
- 広報などによる刃物回収やリサイクル・リユースのPR



資源ごみ分別体験（環境フェア）



刃物回収リサイクル（刃物供養祭）

3.2 再生資源の活用

廃棄物の発生を抑制し、資源の循環利用を進めるため、市民・事業者によるリサイクルの取組の支援・連携などによって、再生資源の活用を推進します。

①公共事業の取組の徹底及びPR

【主な取組】

- 建設・土木系公共事業における「公共事業環境配慮マニュアル」に基づく環境配慮事項の徹底
- 建設・土木系公共事業における「再生資源利用計画書」、「再生資源利用促進計画書」の作成と実施
- 低コストな新たなリサイクル方法の検討

②副産物の再生利用の推進

【主な取組】

- 資材の再生利用の促進
- 事業所間の廃棄物活用の経路の確保
- 再利用の情報収集及び提供
- リサイクル新技術の情報収集・活用・普及

③グリーン購入の推進

【主な取組】

- グリーン購入の意識啓発
- リサイクル製品の情報提供

④バイオマス資源としての活用

【主な取組】

- 廃食油の燃料化の普及啓発
- 食品廃棄物の飼料・堆肥化
- 家畜排せつ物の堆肥化及び利用拡大
- 林地残材木質バイオマス等利用促進
- 下水道等汚泥の堆肥化

基本目標Ⅳ 安心して暮らせる快適なまち

施策の方針1 公害のない生活環境の創出

【現状と課題】

- 私たちが安全・安心な暮らしを送るためには、大気や水質の汚染、騒音・振動・悪臭等の公害がないことが必要不可欠となります。
- 大気や水などの地域環境について、環境基準等の達成や維持に向けて、引き続き、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、地盤沈下、悪臭、土壌汚染などについて、法や条例に基づく取組を進めます。

【施策の方向性】

- 私たちの日常生活や事業活動からは、排水や騒音・排気ガスなどが発生しています。関係機関と連携し、これらの公害の発生源を極力減らすとともに、適切に対応して公害のない生活環境を創り出します。

■□■ 市民の取組 ■□■

- 近隣に迷惑をかけないように生活します
- 次世代自動車を導入します
- 公共交通機関や自転車を利用します
- 生活排水対策を心がけます
- 公共下水道への速やかな接続、浄化槽の適正管理を行います

■□■ 事業者の取組 ■□■

- 事業所排水の適切な処理に努めます
- 次世代自動車を導入します
- 自動車の整備点検を徹底し、燃費を良好に保ちます
- なるべく公共交通機関や自転車を利用します
- 不適正な野外焼却をしません
- すべての事業活動において、近隣に迷惑となる騒音・振動・悪臭などの発生を防止します
- 民間による建設工事等にも、市の「公共事業環境配慮マニュアル」を導入し環境配慮に努めます
- ゴルフ場・農家では農薬の適正な管理・利用に努めます
- 万が一化学物質等による汚染が発生したときに備え、対処する体制を整備しておきます

1.1 水質保全対策の推進

工場・事業所における水質汚濁の防止に関する適正な排水処理の徹底や河川の整備を進めることで、水質保全対策の推進に努めます。また、流域市町との連携を図った取組を進めることにより、水質保全対策を強化していきます。

①工場・事業所における水質汚濁の防止にかかわる適正な排水処理の徹底

【主な取組】

- 工場・事業所における適正な排水処理の監視・指導
- 畜舎から発生する汚水処理の監視

②自浄作用を活用した河川の整備

【主な取組】

- 河川・用排水路改良事業時の貴重種の生息に配慮した工法の選択

③流域市町との連携（郡上市、美濃市、美濃加茂市、岐阜市、山口市、富加町）

【主な取組】

- 流域市町の水質に関する情報の交換・収集・公開
- 長良川上流域の管理活動の継続
- 強靱な協力関係やネットワークの構築

④下水道事業等の排水処理施設整備事業の推進

【主な取組】

- 合併浄化槽の設置に対する補助金交付
- 見学会の実施による下水道接続の促進
- 各家庭の下水道（下水道、農業集落排水施設等）接続状況の把握
- 公共下水道とし尿処理場との統合
- 下水道事業の広報・PR

⑤生活排水対策の継続

【主な取組】

- 広報などによる排水対策の啓発

1.2 交通公害対策の推進

自動車交通量の削減や排気ガスへの対応、騒音対策への推進に取り組みます。また、公共交通機関の利用を促進することで、交通公害対策の推進を図ります。

①自動車交通量の削減

【主な取組】

- 関駅周辺のパークアンドライドの推進
- 公共交通機関の利用啓発
- 日常や通勤時の歩行や自転車利用の呼びかけ

②排気ガスへの対応

【主な取組】

- 公用車更新時に次世代自動車の選択
- 電気自動車等次世代自動車への移行促進
- 公用車の点検・整備、記録作成及び実態把握
- 街路樹の植栽整備

③騒音対策の推進

【主な取組】

- 防音壁等の導入

④公共交通機関利用の促進

【主な取組】

- 長良川鉄道の企画商品PRなど、利用促進
- 広報やイベント等による啓発の実施
- 関駅周辺のパークアンドライドの推進
- イベント等の広報掲載時に公共交通機関の利用付記



長良川鉄道



関シティバス

1.3 事業活動による公害対策の推進

工場・事業所における公害の防止に関する適正な対策の推進や化学物質の適正管理などの指導、監視を徹底などに取り組むことで、事業活動による公害対策を推進していきます。

①工場・事業所における公害の防止にかかわる適正な対策の推進

【主な取組】

- I S O 14001・エコアクション 21 認証取得推進
- 事業活動に伴う騒音・振動の防止対策の推進
- 公害関連法令の周知

②化学物質の適正管理・使用・処理の指導・監視の徹底

【主な取組】

- 農薬の使用状況の把握、適正使用及び節減の推進
- P R T R 制度該当物質の使用、排出状況の把握徹底
- 地下水水質の監視
- 病虫害発生時の迅速な対応と農薬使用量の削減

③化学物質による汚染などの情報の収集と普及

【主な取組】

- 環境リスクに関する正確な情報の収集と提供
- リスクコミュニケーションの導入

④環境負荷低減農業の推進

【主な取組】

- 有機農業の推進
- 化学肥料・化学農薬使用量の低減
- 燃油使用量の低減・省エネ設備等の導入

1.4 環境調査の継続・充実

継続的に環境調査を実施し、内容の充実を図って行くことで、安心して暮らすことができるまちを目指します。また、市民も参加できる調査を実施することによって、水質保全への意識向上につなげ、より快適なまちとなるよう取り組んでいきます。

①継続的な環境調査の実施及び調査の充実

【主な取組】

- 広報・ホームページなどによる調査結果の積極的な公開
- 必要に応じた項目、調査体制、調査地点等の見直し

②市民参加型調査による水質保全への意識向上

【主な取組】

- 市民団体等による水質調査の支援(パックテスト等)
- 身近な生き物を用いたわかりやすい指標の検討

③水質の監視の強化

【主な取組】

- 水質に関する連絡体制の強化

施策の方針2 良好な景観の保全及び創出

【現状と課題】

■本市は森林が大部分を占め、豊かな自然を構成する川浦溪谷や長良川に代表される水辺景観は注目されるものです。また市内の各地域に残る文化財、伝統行事、神社や仏閣などの歴史を感じさせる建物も関市らしいまち並みをつくりだしています。この歴史的資源を活用しながら良好な景観の保全を行う必要があります。

■関市のまちづくりへの意識調査（せきのまちづくり通信簿）では、「景観・公園」に関する満足度が85.6%、「環境保全」満足度が90.6%となっています。5年前の満足度と比較して、どちらにおいても増加しています。今後も、取組を継続していくことで、良好な景観の保全及び創出につなげていくことが大切です。

【施策の方向性】

■関市らしい良好な景観を環境保全の視点から維持・保全するとともに、日常生活における環境の充実に向けて、今後も市民・団体・事業者の協力のもと、市街地にゆとりある美しいまち並みを創出します。

■□■ 市民の取組 ■□■

- 文化財保護活動に参加・協力します
- 地域の伝統行事に参加・協力します
- 「関市景観計画」に関心を持ち、良好な景観の保全に協力します

■□■ 事業者の取組 ■□■

- 文化財保護活動に参加・協力します
- 開発工事に際し、歴史的資源を極力残す計画とします
- 地域の伝統行事に参加・協力します
- 「関市景観計画」に関心を持ち、良好な景観の保全に協力します
- 看板を設置する際には、周辺環境に調和したものとします

2.1 歴史的資源の活用

文化財の保存・継承・活用や文化財以外の保全制度の導入、市民への啓発を行い、歴史的資源を活用することより、良好な景観の保全や創出につなげます。

①文化財の保存・継承・活用

【主な取組】

- 「関市文化財保護条例」による保護の継続・強化
- 文化財保護団体等の活動支援
- 文化財指定の調査実施・検討
- 弥勒寺史跡公園の整備・活用
- 小瀬鶉飼の継承・発展に向けての取組・調査

②文化財以外の保全制度の導入

【主な取組】

- 歴史的資源等のマップを変遷に応じて随時更新
- 関の散歩道の追加、整備
- 歴史的景観の保全方針の作成
- ガイドボランティアなどの人材育成、継承

③市民への啓発

【主な取組】

- 市内歴史観光ツアー等の実施
- 新しい観光名所を取り込んだコースの選定と見直し
- ふるさと文化財教育の推進



弥勒寺史跡公園



小瀬鶉飼

小瀬鶺鴒

本物の鶺鴒と出会える場所、岐阜県関市長良川の小瀬鶺鴒。1000年を超え、受け継がれてきた世界観があります。毎年5月11日に開幕し、10月15日までの約5カ月間、鶺鴒ファンを楽しませてくれます。静寂な暗やみの中、かがり火の灯りのもと、鶺鴒と鶺鴒匠が川面に織りなす古典絵巻の世界を楽しむことができます。

引用：小瀬鶺鴒ホームページ

2.2 魅力的なまち並みづくり・・・・・・・・・・・・・・・・

景観の保全や空家の解消を行うことで、まち並み美観の向上を図ります。また、魅力的なまち並みづくりに向けて、景観づくりの基準、ガイドラインの作成を行います。

①まち並み美観の向上

【主な取組】

- 景観重点地区の整備助成等による景観の保全
- 関市空家等対策計画に基づく管理不全空家の解消
- 街路樹の植栽整備
- 不適正な看板を「岐阜県屋外広告物条例」に基づき指導、撤去
- 関市景観計画による景観の保全、整備、規制
- 「関市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例」の周知

②景観づくりの基準、ガイドラインの作成

【主な取組】

- 公共施設、観光案内看板等のデザイン統一に向けたガイドラインの作成

施策の方針3 潤いのある生活環境の保全及び創出

【現状と課題】

- 本市では、森林の占める割合が大きいことが1つの特徴です。身近な生活圏域ごとの公園の整備について、その必要性や市民の要望なども含めた検討が必要です。
- 関市のまちづくりへの意識調査（せきのまちづくり通信簿）では、「環境に配慮した取組」について、「環境美化活動への参加（ごみゼロの日等）」は16.8%となっており、最も割合の高かった「資源ごみの分別」85.7%と比べると、割合が低くなっています。
- 地域における環境美化に多くの市民が関心を持ち、取組や活動の参加につなげていくことが必要となります。

【施策の方向性】

- 身近に緑の多い憩いの場を増やし、ごみのポイ捨てのない花や緑のあふれるきれいな生活環境を保全及び創出します。

■□■ 市民の取組 ■□■

- 地域の景観に関心を持ちます
- 壁面や屋上を緑化します
- 自宅周辺の美化に努めます
- ポイ捨て・不法投棄は絶対にしません

■□■ 事業者の取組 ■□■

- 植栽にあたっては、既存の植生を考慮した樹種を採用します
- 事業所の壁面や屋上を緑化します
- 事業所周辺の整理・整頓を心がけます

3.1 緑あふれるまちづくり

本市の特徴である豊かな自然環境を活かして、誰もが身近に感じられる憩いの場の整備や、緑化の推進を行うことで、潤いのある生活環境の保全に努めます。

①身近な憩いの場の整備

【主な取組】

- 公園施設修繕、遊具点検
- 市民ニーズに合った利用しやすい公園・広場の整備
- 地域住民等による公園の清掃作業・維持管理体制の継続・充実

②まちの緑化の推進

【主な取組】

- 古木等の指定樹木の保護
- 都市計画道路の整備に伴う街路樹植栽の検討
- 環境フェア来場者への樹木の配布



中池ファミリーパーク



樹木の配布（環境フェア）

3.2 清潔なまち並みづくり

「関市ポイ捨て等防止条例」の周知や教育の場における地域美化への意識啓発を行うことで、清潔なまち並みづくりへの意識を醸成します。また、ポイ捨てや不法投棄をさせない環境をつくることで、清潔なまち並みを保つよう努めます。

①関市ポイ捨て等防止条例の周知・徹底

【主な取組】

- 関市ポイ捨て等防止条例の周知・徹底
- 広報・ホームページ等を活用したPR

②捨てさせない環境づくり

【主な取組】

- 管理地の美化(自宅、事業所、所有農地、山林等)
- 清潔なまちづくり推進指導委員との連携強化
- 不法投棄の監視・指導

③教育の場における地域美化への意識啓発

【主な取組】

- 各学校の通学路や地域施設、河川等の校区清掃活動の実施
- 「親子ふれあいクリーンアップ事業」の実施

④市民との協働による環境美化活動の推進

【主な取組】

- ごみゼロ運動等の美化運動の継続及び拡大
- 「ごみゼロの日」市民行動日について、広報等による美化運動を啓発
- アダプトプログラムによる美化活動の推進



環境美化活動

基本目標Ⅴ 一人ひとりが行動するまち

施策の方針1 環境教育の推進

【現状と課題】

- 地球温暖化への対策や自然との共生、資源の有効活用など、私たちが取り組むべき課題は数多くあります。環境問題への関心を解決への行動に結びつけていくためには、環境教育により知識を深め、体験を通じて実際の行動に取り組みやすくすることが大切です。
- 「関市ゼロカーボンシティ宣言」を踏まえて、市全体で実践していくために、脱炭素やカーボンニュートラルに関する理解促進に取り組んでいくことが重要です。
- 家庭・学校・地域・職場・野外活動の場など様々な場において、あらゆる年齢層を対象に、環境教育を総合的に推進し、環境保全への意識を高めていくことが必要となります。

【施策の方向性】

- 学校などにおいて、自然に触れる機会を増やし、地元の市民・団体・事業者の相互の知識・経験を活かす機会をつくるなど、環境問題について互いに学びあうシステムをつくりまします。

■□■ 市民の取組 ■□■

- 環境教育のテーマに地域の問題を取り上げます
- 環境に配慮した取組に関心を持ち、積極的に導入するとともに、発信します
- 出前講座など、各種の教育の場・機会を活用します
- 個人や団体の知識・経験を講座等で生かし、広く市民に伝えます
- 環境保全とコスト問題について関心を持ちます
- 「COOL CHOICE（クールチョイス）」を実践します

■□■ 事業者の取組 ■□■

- 環境に配慮した取組に関心を持ち、積極的に導入するとともに、発信します
- 市の環境保全の取組を事業所内に取り入れます
- 社員教育に市の出前講座などを活用します
- 環境に配慮した工場を公開します
- 環境に配慮した設備等への費用と効果について情報を収集し、導入に向けて検討します
- グリーン製品に対して積極的に情報を収集し導入します

1.1 学校における環境教育の推進

次世代を担う子どもたちに対し、環境についての興味・関心を高め、理解を深めるために環境教育の充実を図ります。

①自然体験・観察、地球温暖化等に関する環境教育の実施

【主な取組】

- 総合的な学習の時間等における身近な動植物観察活動等の実施
- 宿泊体験学習における自然観察や体験活動の実施
- 自然の家などの野外活動の実施
- 地球温暖化、SDGsに関する環境教育の実施

②学校における地域密着型の環境教育の実施

【主な取組】

- 学校支援ボランティアリストによる環境教育の推進
- 地元有識者との協力による環境教育の推進
- 市内企業の事業活動における先進的事例への見学実施
- 生ごみ処理、堆肥活用等の実施
- 各種団体との協力

③教員の研修の実施

【主な取組】

- 環境教育に携わる教員の研修実施

1.2 社会における環境教育の推進

環境問題は、あらゆる世代に影響を与える課題です。家庭や地域社会での環境に対する意識を高めるために、理解の促進や教育機会の提供に努めます。

①日常の活動が地域環境に及ぼす影響への理解の促進

【主な取組】

- 不適正な野外焼却禁止の徹底
- 日常生活と海洋プラスチックごみ問題とのつながりの発信
- 地球温暖化、SDGsに関する環境教育の実施

②環境に配慮した具体的な取組の紹介

【主な取組】

- 市民・学校・事業者の取組の紹介
- 行事等におけるSNS等の活用

③公共施設における取組の民間等への普及

【主な取組】

- 庁内の環境に配慮した取組の公開及び提供

④教育機会の提供

【主な取組】

- ごみ拾い散歩等の実施
- 各種制度等教育の場・機会の提供（出前講座の活用）
- 市民・団体・事業者の活動経験を活かした講演会の開催
- 事業者による施設の見学会の実施
- 親しみやすい学習方法の検討

⑤市民・団体・事業者の経験等を活用した環境教育の推進

【主な取組】

- 経験豊富な市民・団体を講師として活用
- 講師に優良な事業者の起用
- 事業者による施設の見学会の実施

⑥事業者への研修の実施

【主な取組】

- 事業所で取り組める環境保全活動に関する研修の実施
- コスト意識の改革に向けた情報提供
- グリーン製品の紹介



学校での環境教育



カワゲラウォッチング

施策の方針2 市民・団体・事業者・市が一体となった 環境保全活動の推進

【現状と課題】

- これまで取組を進めてきたことで、市民・団体・事業者などの参加・協力がみられるようになり、それぞれの立場で自分にできることを、暮らしや地域社会に生かしていこうとする意識の現れであるといえます。
- 良好な環境づくりには、まちづくりの様々なレベルで、様々な立場の人が活動の担い手となって環境への配慮に取り組むことが大切です。市民・団体・事業者・市がそれぞれの立場の違いを生かしながら、活動を活性化していくことが必要です。

【施策の方向性】

- 環境保全は、市民・団体・事業者・市のそれぞれが役割を担うとともに、一人ひとりの知識や技術を生かして、地域レベルから主体的に取り組むことが必要です。それぞれの創意工夫のある活動の場を広げるとともに、相互の連携・協力を進めます。

■□■ 市民の取組 ■□■

- 市民が主体であるとの自覚を持ち、積極的に行動します
- 所属する団体間や事業者、市との連絡を密にします

■□■ 事業者の取組 ■□■

- 主体であるとの自覚を持ち、事業所で環境保全活動を行います
- 事業活動を行う地域の住民・団体と環境保全活動に取り組みます



「環境ネットせき」による
ぼかしづくり体験



環境フェア

2.1 地域活動の活性化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

市民や活動団体などと連携した取組を推進し、環境保全に関する地域活動を活性化していきます。

①環境保全活動団体への支援

【主な取組】

- 各団体等への活動情報の提供
- 参加しやすい地域コミュニティ活動の整備
- こどもエコクラブの育成及び活用

②民間団体・自治会等の活動の活性化

【主な取組】

- 地域リーダー等の人材の育成
- 市民等が行う環境調査及び情報公開の支援
- 事業者による環境保全活動への取り組みの促進
- 多面的機能支払交付金事業の継続と実施団体への支援

③地域の環境資源の調査活動に対する意識啓発

【主な取組】

- 環境資源の調査結果の積極的なPR
- 調査活動や調査員などの活動支援

④各世代が環境保全活動に参加しやすい体制の整備

【主な取組】

- 多様な活動体制の整備支援
- 美化委員会、生物クラブ、ちょボラクラブ等の学校の環境保全に関する活動との連携・協力
- 楽しみながらポジティブに参加できる環境美化活動の開催

2.2 市民・団体・事業者・市の協働体制の確立・・・・・・・・・・・・・・・・

市民・団体・事業者・市による協働のしくみをつくっていくことで、より一層、環境保全活動を推進していきます。

①協働の仕組みづくり

【主な取組】

- 市民・団体・事業者・市の協働体制の確立
- 各種事業計画策定時などにおける市民参加の積極的導入(パブリックコメントなど)

施策の方針3 情報の効果的な発信

【現状と課題】

- 近年、環境問題がテレビや新聞などで取り上げられる機会は多くなっています。環境問題の正確な現状や自らの生活と環境負荷との関わりをイメージできる具体的な情報、あるいは、環境に配慮した生活の工夫、その効果について把握することができる情報があるにもかかわらず、生活にいかされていないのが現状です。
- 本市全体での環境保全を進めるためには、環境問題に関する情報や環境に関連する団体、環境保全活動に関する情報を提供し、参加しやすく、活動しやすい条件を整えていくことが重要です。

【施策の方向性】

- 市民・団体・事業者が得た地域の環境の状況や活動情報を収集・発信し、情報を共有できる体制をつくり、今後の環境保全活動に反映させます。
- 情報発信にあたっては、各年齢層が主として利用しているメディアも考慮し、効果的な情報発信に努めます。
- ナッジを活用した広報や普及啓発を検討し、行動変容を促す情報発信等に努めることで、家庭等においてより自発的な行動につながるよう取組を進めていきます。

■□■ 市民の取組 ■□■

- 市内の環境保全団体の活動の情報を積極的に入手します
- 環境にやさしい行動に関心を持ち、アイデアを積極的に入手し発信します
- 行政からの情報を積極的に入手します
- 近隣自治体の環境行政に関心を持ち、情報を積極的に入手します

■□■ 事業者の取組 ■□■

- 環境にやさしい行動に関心を持ち、アイデアを積極的に入手し発信します
- 積極的に環境に関する情報を公開します
- 行政からの情報を積極的に入手します

3.1 幅広い情報の提供

市民が、環境について興味や関心を持ち、積極的な行動、活動につなげていくために、幅広い情報の提供を行います。

①環境保全活動に関する情報の提供

【主な取組】

- 環境団体等の最新情報の紹介
- 環境にやさしい行動の紹介

②環境問題の現状に関する情報の提供

【主な取組】

- 地域環境の調査結果のPR
- 地球環境の現状に関する情報のPR
- 環境保全に関する先進事例、新技術等のPR
- コスト意識の改革に向けた情報提供
- グリーン購入の意識啓発

3.2 多様な手法による情報の提供

あらゆる世代において、環境に関する情報に触れることができるよう、多様な手法での情報提供を行います。

①情報提供手段の検討

【主な取組】

- 見やすい広報作成と活用
- テレビ、ラジオ、新聞への情報提供
- 公開型WebGISを活用した地域情報の公開
- 新たなメディアへの対応

3.3 情報交流の支援

情報交流の場や機会をつくり、環境に対する興味や関心、活動の活性化につなげていきます。

①情報交流の場の提供

【主な取組】

- 環境フェアなどの情報交流の場の確保
- 各種行事などにおける情報交換の機会提供

第5章

重点施策

重点施策と目標指標

重点施策と目標指標については、基本目標ごとに設定しており、「地球温暖化対策」「自然共生」「資源循環」「景観美化」「環境教育」の分野において、重点的に取り組んでいく内容を重点施策と位置づけています。

重点施策の内容は、これまでの取組状況や目標指標の達成状況を踏まえて設定しています。

| 重点施策 | 基本目標の位置づけ |
|-------------------------------------|--|
| 重点施策Ⅰ 脱炭素に向けた取組 ～地球温暖化対策関連～ | 基本目標Ⅰ 脱炭素を目指すまち 基本的施策 2.2 再生可能エネルギーの活用 基本的施策 4.2 地球温暖化対策の推進 |
| 重点施策Ⅱ 自然環境の保全と共生 ～自然共生関連～ | 基本目標Ⅱ 自然と共生するまち 基本的施策 1.4 自然とのふれあいづくり 基本的施策 2.2 貴重な野生生物の保護 |
| 重点施策Ⅲ 循環型社会の実現に向けた取組 ～資源循環関連～ | 基本目標Ⅲ 資源を無駄なく使うまち 基本的施策 1.1 生ごみの排出量の削減及び有効利用 基本的施策 3.2 再生資源の活用 |
| 重点施策Ⅳ 魅力あるまちづくりの推進 ～景観美化関連～ | 基本目標Ⅳ 安心して暮らせる快適なまち 基本的施策 2.2 魅力的なまち並みづくり 基本的施策 3.1 緑あふれるまちづくり |
| 重点施策Ⅴ 行動につなげるための環境教育 ～環境教育関連～ | 基本目標Ⅴ 一人ひとりが行動するまち 基本的施策 1.2 社会における環境教育の推進 基本的施策 2.1 地域活動の活性化 |

重点施策Ⅰ 脱炭素に向けた取組～地球温暖化対策関連～

| | | |
|------|-----------------|--------------|
| 位置づけ | 基本目標Ⅰ 脱炭素を目指すまち | |
| | 基本的施策 2.2 | 再生可能エネルギーの活用 |
| | 基本的施策 4.2 | 地球温暖化対策の推進 |

世界規模の問題でもある地球温暖化は、重大な環境問題の1つであり、温室効果ガスの削減に向けて、一層の努力が全国的に求められます。

本市では、令和4(2022)年2月に2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「関市ゼロカーボンシティ宣言」を行ったことも踏まえると、今後特に力を入れて取り組むべき分野であるといえます。

再生可能エネルギーの活用や地球温暖化対策の推進など、課題となる内容については、取組を着実に進めていくとともに、脱炭素に向けて新たな取組を検討していくことなどが求められます。

| 指標項目 | 現状値 (2022年度) ^{※1} | 中間目標値 (2032年度) | 最終目標値 (2042年度) |
|---|---------------------------------------|---------------------------------------|-------------------------------------|
| 市の公共施設(車両含む)における温室効果ガスの排出量 | 20,473t-CO ₂ (2020年度実績) | 14,835t-CO ₂ (2030年度目標) | 減少 |
| 関市における二酸化炭素の排出量 | 750千t-CO ₂ (2019年度実績) | 417千t-CO ₂ | 185千t-CO ₂ ^{※2} |
| 公用車における次世代自動車の導入率 ^{※3} | 5.3% | 52.6% | 100% |
| 脱炭素社会の満足度 ^{※4} (せきのまちづくり通信簿) | — | 70% | 80% |
| 設置可能な公共施設への再生可能エネルギーシステムの設置割合 ^{※4} | — | 50% | 100% |

※1 数値は2021年度のものを使用

※2 2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指します。「実質ゼロ」とは二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、森林などによる「吸収量」を差し引いた合計を実質的にゼロにすること

※3 バス、貨物自動車および特殊作業自動車を除く

※4 令和5年度から集計

重点施策Ⅱ 自然環境の保全と共生～自然共生関連～

| | | |
|------|-----------------|-------------|
| 位置づけ | 基本目標Ⅱ 自然と共生するまち | |
| | 基本的施策 1.4 | 自然とのふれあいづくり |
| | 基本的施策 2.2 | 貴重な野生生物の保護 |

本市では、ウシモツゴの保護に力を入れており、市の鳥であるカワセミの生息地域の把握、カワゲラウォッチングの開催などの生物観察を行い、環境・生態系の保全の必要性を広めるなど、積極的な活動を行ってきました。

今後も、市民の理解を深めるための様々な機会を提供していく中で、生物多様性について周知・啓発を行うとともに、生物との共生を目指して調査・研究の推進や共生を実感できる場を創出します。

| 指標項目 | 現状値 (2022年度)※ | 中間目標値 (2032年度) | 最終目標値 (2042年度) |
|----------------|------------------|-------------------|-------------------|
| 環境保全林の間伐実施面積 | 54.18ha/年 | 60.00ha/年 | 70.00ha/年 |
| カワゲラウォッチング参加校数 | 6校 | 10校 | 12校 |

※数値は2021年度のものを使用

重点施策Ⅲ 循環型社会の実現に向けた取組～資源循環関連～

| | | |
|------|-------------------|------------------|
| 位置づけ | 基本目標Ⅲ 資源を無駄なく使うまち | |
| | 基本的施策 1.1 | 生ごみの排出量の削減及び有効利用 |
| | 基本的施策 3.2 | 再生資源の活用 |

関市のまちづくりへの意識調査（せきのまちづくり通信簿）では、「環境に配慮した取組としてどのようなことを行っていますか」ということに関して、「資源ごみの分別」が85.7%と最も多くなっています。

また、再生可能エネルギーの利用促進など、エネルギーのあり方が問われる中、循環型社会に関する市民の満足度については、増加傾向となっています。今後さらに、資源の無駄を無くすとともに、資源の有効活用や不法投棄・不適切な処理の防止に努めていきます。

| 指標項目 | 現状値 (2022年度)* | 中間目標値 (2032年度) | 最終目標値 (2042年度) |
|----------------------------|--------------------|-------------------|-------------------|
| バイオマス活用施設数（事業系） | 9施設 | 10施設 | 11施設 |
| 1人1日当たりのごみの排出量 | 925g (2020年度実績) | 870g | 850g |
| 循環型社会の満足度 (せきのまちづくり通信簿) | 86.4% | 増加 | 増加 |
| 生ごみたい肥化装置等購入補助件数 | 4,755件 | 7,500件 | 10,000件 |

※数値は2021年度のものを使用

重点施策Ⅳ 魅力あるまちづくりの推進～景観美化関連～

| | | |
|------|---------------------|-------------|
| 位置づけ | 基本目標Ⅳ 安心して暮らせる快適なまち | |
| | 基本的施策 2.2 | 魅力的なまち並みづくり |
| | 基本的施策 3.1 | 緑あふれるまちづくり |

関市のまちづくりへの意識調査（せきのまちづくり通信簿）では、「景観・公園」に関する満足度が 85.6%となっており、5年前の満足度と比較して増加しています。今後も、取組を継続していくことで、良好な景観の保全及び創出につなげていくことが大切です。

まちの景観が美しく保たれることで、市民の生活や心を豊かにするだけでなく、きれいなまちであることが本市の魅力のひとつになります。まちをきれいにし、環境保全、景観づくりに取り組むことで、市外からの来訪者、観光客にも喜ばれる自然豊かで、魅力あるまちづくりを目指します。

| 指標項目 | 現状値 (2022年度)* | 中間目標値 (2032年度) | 最終目標値 (2042年度) |
|----------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| ごみゼロ運動自治会参加率 | 54% (2019年度実績) | 70% | 80% |
| 景観・公園の満足度 (せきのまちづくり通信簿) | 85.6% | 増加 | 増加 |
| 環境保全の満足度 (せきのまちづくり通信簿) | 90.6% | 増加 | 増加 |

※数値は 2021 年度のものを使用

重点施策Ⅴ 行動につなげるための環境教育～環境教育関連～

| | | |
|------|--------------------|---------------|
| 位置づけ | 基本目標Ⅴ 一人ひとりが行動するまち | |
| | 基本的施策 1.2 | 社会における環境教育の推進 |
| | 基本的施策 2.1 | 地域活動の活性化 |

環境保全を進めるにあたっては、環境への関心や理解の促進が大切です。環境教育の取組として実施しているカワゲラウォッチングの参加校数や環境フェアへの参加団体数を増やしていき、今後もより多くの市民に環境への意識を高めるため、地域に即した環境教育に力を入れていきます。

幼い頃から環境への興味や関心を高め、環境美化や保全を意識した行動に結びつけるとともに、社会における環境教育の充実を図ります。そうすることで、子どもから大人まであらゆる世代が環境に興味や関心を持ち、一人ひとりが行動するまちを目指します。

| 指標項目 | 現状値 (2022年度)* | 中間目標値 (2032年度) | 最終目標値 (2042年度) |
|--------------------|------------------|-------------------|-------------------|
| カワゲラウォッチング参加校数(再掲) | 6校 | 10校 | 12校 |
| 環境フェアへの参加団体数 | 27団体 | 32団体 | 37団体 |
| 市民向け環境講座の開催回数 | 4回 | 6回 | 9回 |

※数値は2021年度のものを使用

資料編

1. 用語解説

あ行

ISO14001

国際標準化機構（ISO）が作成を進めている「環境に配慮した企業活動の進め方の基準」に関する一連の規格（国際規格）の一つ。

アダプトプログラム

直訳すると「里親制度」の意で、一般的には、地域住民と行政が協働で進める清掃活動をベースとしたまち美化プログラムを指す。

EVバス

Electrical Busの略で、電気バスを意味する。電気を充電した蓄電池の電力でモーターを動かすことによって走行する。電気バスは、普通充電、急速充電するための充電施設で蓄電池に充電する。走行時はCO₂や有害ガスを出さない。

ウシモツゴ

池や流れのない用水路などの低地の止水に生息する。かつては美濃地方の低地に広く生息していたが、岐阜県レッドデータブックによると現在の生息地は関市と美濃市の特定の池だけとされている、日本固有種。環境省：絶滅危惧IA類

エコマーク

（財）日本環境協会によって認定された環境保全に役立つ商品につけられるマーク。

SNS

ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービス。友人同士や、同じ趣味を持つ人同士が集まったり、近隣地域の住民が集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしている。

SDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）

平成27（2015）年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。

オオクチバス

ブラックバスの通称で知られる北米原産の魚。バスフィッシングの愛好家による放流によって全国的に分布を広げた。ブラックバスと呼ばれる魚には、他にもコクチバスやフロリダバスなどがあり、いずれも肉食で在来魚類への影響が懸念されている。

温室効果ガス

大気を構成する気体で、赤外線を吸収し再放出する気体。地球温暖化対策に関する法律では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふつ化硫黄、三ふつ化窒素の7種類を定めている。

か行

外来種

国外や国内の他地域から人為的（意図的又は非意図的）に導入されることにより、本来の分布域を超えて生息又は生育することとなる生物種。

海洋プラスチックごみ問題

プラスチックごみは、合計で1億5,000万トン、そこへ少なくとも年間800万トンが、新たに流入していると推定され、既に海の生態系に甚大な影響を与えている。5mm以下になったプ

プラスチック（マイクロプラスチック）は、細かくなっても自然分解することはなく、数百年間以上もの間、自然界に残り続けると考えられている。

カーボン・オフセット

日常生活や経済活動において避けることができないCO₂等の温室効果ガスの排出について、できるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方。

カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを意味する。

環境教育

持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境の保全についての理解を深めるために行われる教育及び学習のこと。

環境フェア

地域環境保全活動を継続し、これを広めるため、活発的に環境保全活動を行っている市民団体や事業者の取り組みについて、イベントを通して多く市民に知らせるとともに、会場に訪れた市民も、自分たちの生活に関係する環境問題等についてより広く知ることを目的とする。

カワゲラウォッチング

小中学生及び高校生、水質保全団体等の参加を得て、身近な河川に棲む生き物を調べることにより、河川の水質を知ってもらうとともに、調査の体験を通じて水質の保全及び浄化の重要性を認識してもらうことを目的とした岐阜県が実施している水生生物調査のこと。

環境負荷低減農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のこと。

環境保全林

市街地等の周辺にあって、水源の涵養や、土砂

の流出・飛砂、風水害、落石などの防備のために、保安林の機能を多目的かつ高度に発揮させるために造成改良整備された森林をいう。

環境マネジメントシステム

企業などの組織において、組織の活動や製品を通じて環境に与える負荷をできるだけ減らすため、環境保全に向けた目標及び方針に基づき、その取り組みを計画的に実行、管理するためのシステムのこと。

IPCC(気候変動に関する政府間パネル)

Intergovernmental Panel on Climate Changeの略で、各国が政府の資格で参加し地球の温暖化問題について議論を行う公式の場として、UNEP（国連環境計画）とWMO（世界気象機関）の共催により1988年11月に設置された。温暖化に関する科学的な知見、温暖化の環境的、社会経済的影響の評価、今後の対策のあり方について検討している。

ぎふ清流GAP

県内農林業者のGAPの取組を、一般社団法人日本生産者GAP協会が開発したGAP教育システム「グリーンハーバスター農場評価制度（GH農場評価制度）」を活用して、専門評価員が農場管理の実態を客観的に評価し、「どこに問題があるのか」「なぜ問題なのか」「どの程度問題なのか」を明らかにする。

協働

同じ目的のために協力して働くこと。「協力」より一人ひとりが主体的に働き、参加の程度が強い。

COOL CHOICE(クールチョイス)

省エネ・低炭素型の製品への買い替え、サービスの利用、ライフスタイルの選択等、地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動。平成27(2015)年7月にスタートし、2030年度まで継続する予定。

グリーン購入

商品の購入やサービスの利用に際し、価格・機能・品質等だけではなく、環境への負荷のできるだけ少ないものを優先的に選択し、購入するもの。

グリーン製品

グリーン購入の対象となる商品。独自に基準を設定しているメーカーもある。

公開型WebGIS

インターネットやイントラネット上で、Webブラウザを通じて、地理情報システム（GIS）を活用するもので、地図データ上に様々な情報を重ね合わせて表示・編集、検索・分析するシステムを利用可能にする仕組みのこと。

公共事業環境配慮マニュアル

市が行う公共事業において、取り組むべき環境への配慮を示したものの。生活環境、自然環境、快適環境、エネルギー・物質循環、地球環境への配慮を、設計・構想段階と計画・実施段階とに分けて示している。

コージェネレーションシステム

1種類のエネルギー源から、連続的に電気と熱など2種類以上のエネルギーを同時に発生させるシステム。

COP

締約国会議（Conference of the Parties）の略。生物多様性条約、気候変動枠組条約等の締約国会議がある。

ごみゼロ運動

毎年5月30日前後の日曜日に実施される、地域の清掃活動。ごみを拾うことによりごみを捨てない心を養うことを目的としている。本市では関市ポイ捨て等防止条例に基づき、良好な生活環境を確保するための市民行動の日として毎年5月30日をごみゼロの日、11月1日を清潔ないい1日と定めている。

さ行

再生可能エネルギー

理論上、永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス等が再生可能エネルギーの代表として挙げられる。

サステナブルファッション

衣服の生産から着用、廃棄に至るプロセスにおいて将来にわたり持続可能であることを目指

し、生態系を含む地球環境や関わる人・社会に配慮した取組のことをいう。

次世代自動車

次世代自動車は、窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車のことで、「燃料電池自動車」「電気自動車」「天然ガス自動車」「ハイブリッド自動車」「プラグインハイブリッド自動車」「クリーンディーゼル自動車」などを指す。

循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会形成推進基本法では、第一に製品等が廃棄物となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。

食品ロス

本来食べられるにも関わらず、廃棄されている食品。

植物栽培に関するモラル

動物と同様に、植物も、園芸廃土や不要になった苗などを河川敷などに捨てたり、野草をむやみに持ち帰ったりすることにより、既存の生態系への影響が懸念される。

新エネルギー

再生可能エネルギーのうち、普及に向けた支援を必要とするエネルギーの総称。エネルギー自給率の向上と地球温暖化問題への対応に優れているなどの利点がある反面、自然条件に左右されるため出力が不安定である、設置可能場所が限られるなどの欠点を抱えている。

シェアサイクリング

シェアサイクルとは、相互利用可能な複数のサイクルポートが設置された、面的な都市交通に供されるシステム。

森林の公益的機能

森林には木材生産以外に、渇水・洪水緩和、土砂崩れなどの災害防止、二酸化炭素の吸収、保養の場など様々な機能があり、ここでは特に自然とのふれあいやレクリエーションの場としての機能の利用について述べている。

水源かん養林

樹木・落ち葉及び森林土壌の働きにより、雨水を効果的に地下に浸透させ、長期にわたり貯留、流下させて、洪水や渇水を防ぐための森林のこと。

スマート農業

ロボット技術や情報通信技術(ICT)を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する等を推進している新たな農業のこと。

スマートムーブ

平成 26(2014)年より環境省が実施している地球温暖化対策の一つ。日常生活においてマイカーを中心としている移動手段を見直し、CO2 排出量の削減を旨とする取組。環境省は、身近な生活における移動について見直すことで、環境への負荷を減らすと同時に、効率的な移動計画や、気軽な運動習慣を生活に取り入れることに役立つとして推奨している。

生物多様性

生き物たちの豊かな個性とつながりのこと。生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性の3つのレベルがあるとされている。

関市景観計画

豊かな自然、伝統、歴史文化に育まれてきた関市らしい景観を守り、育て、良好な景観を進めるための計画。景観まちづくりを通じて、まちに誇りや愛着を持ち、このまちに住み続けたいと思える人が増え、「人と地域を豊かにする」ことを目指す。平成 27 年 3 月に策定。

関市森林整備計画

市内の森林を機能面から次の4タイプに分け、それぞれの機能が発揮できるよう伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項等を定め、森林整備を推進させる計画。

①水土保全林：土砂崩れなどの山地災害防止機能

②森と人との共生林(Ⅰ)：酸素供給、気候緩和、騒音防止などの生活環境保全機能

③森と人との共生林(Ⅱ)：レクリエーションや自然とのふれあいの場提供などの保健文化機能

④資源の循環利用林：木材等生産機能

関市ゼロカーボンシティ宣言

国が、地球温暖化対策として、2050 年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言したことを受けて、関市でも 2050 年における二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことを宣言したものの。

関市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

地球温暖化対策計画に即して、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出量削減等を推進するための総合的な計画であるとされている。計画期間に達成すべき目標を設定し、その目標を達成するために実施する措置の内容を定めるとともに、温室効果ガスの排出量削減等を行うための施策に関する事項として、再生可能エネルギーの導入、省エネルギーの促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、緑化推進、廃棄物等の発生抑制等循環型社会の形成等について定めるもの。

関市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)

地方公共団体は地球温暖化防止対策の推進に関する法律に基づき、「地方公共団体実行計画」を作成するものとされている。公共施設等での省エネや創エネ等を進めて、地球温暖化を防止するための計画。

関市都市計画マスタープラン

都市計画法に基づいて、市町村ごとに道路、公園、土地の使い方などが総合的に進められるように、まちづくりに関わる基本的な方針を地域の生活状況をふまえて定めたもの。

関市ポイ捨て等防止条例(平成 10 年 4 月施行)

空き缶のポイ捨てなどによるごみの散乱及び犬や猫のフン公害を防止し、住み良い生活環境を確保し、清潔なまちづくりを進めるために制定したもので、命令に従わない場合は罰金が科せられる。

関の散歩道

関鍛冶伝承館を起点として、春日神社、宗休寺（関善光寺）、刃物会館などの観光拠点をめぐる約2kmの散歩道。

ZEH

Net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の略称で、「ゼッチ」と呼ぶ。「外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ、大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することによって年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅」のこと。

ZEB

Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング）の略称で、「ゼブ」と呼ぶ。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロとすることを目指した建物のこと。

ゼロカーボンアクション 30

令和2（2020）年10月、日本では2050年までに温室効果ガス排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現」を目指すことを宣言。これを受けて「国・地方脱炭素実現会議」において、令和3（2021）年6月に「地域脱炭素ロードマップ」が取りまとめられた。これは、地域における「暮らし」「社会」分野を中心に、生活者目線での脱炭素社会実現に向けた行動と具体策を示すもの。「地域脱炭素ロードマップ」の中で、衣食住・移動・買い物など日常生活における脱炭素につながる行動を「ゼロカーボンアクション 30」として整理している。

た行

脱炭素

カーボンニュートラルと同義であり、地球温暖化の大きな要因となっている、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出を抑えようという取組。

ダンボールコンポスト

家庭から出る生ごみをピートモス等の基材とともに段ボール箱に入れ、その中で減量・堆肥

化を行うもの。

田んぼダム

水田が持っている洪水緩和機能を人為的に高めることで大雨が降った時に雨水を水田に一時的に貯留し、水田からのピーク流出量を抑制して田んぼダム下流の農耕地や住宅地の洪水被害を軽減する目的で実施するもの。

地球温暖化

人間の活動が活発になるにつれて「温室効果ガス」が大気中に大量に放出され、地球全体の平均気温が急激に上がり始めている現象のことをいう。

地産地消

地域でとれたものを地域で消費すること。

は行

バイオディーゼル燃料

バイオディーゼル（Bio Diesel Fuel、以下BDF）は、菜種油や廃食用油などをメチルエステル化して製造される、ディーゼルエンジン用のバイオ燃料。地球温暖化対策が緊急の課題となる中、BDFは、バイオエタノールとならんで、化石燃料の代替燃料として期待されている。

バイオプラスチック

植物などの再生可能な有機資源を原料とするバイオマスプラスチックと微生物等の働きで、最終的に二酸化炭素と水にまで分解する生分解性プラスチックの総称。

バイオマス

木材や稲わらなどの生物由来の有機性資源のことで、燃焼によるエネルギー化や堆肥化等への活用が期待されている。国はバイオマスの利活用に向けて「バイオマス・ニッポン総合戦略」を策定した。（平成18年3月31日策定）

バイオマスエネルギー

生物体を構成する有機物を固体燃料、液体燃料、気体燃料に変化させ利用するエネルギーのことで、化石資源とは異なり、再生可能なエネルギー。

パークアンドライド

出発地からは自動車を利用し、途中で電車やバ

スなどに乗り換えて目的地まで移動する方式。

パブリックコメント

行政が政策、制度等を決定する際に、公衆（国民、都道府県民、市町村民など）の意見を聞いて、それを考慮しながら最終決定を行う仕組み。

刃物の回収

岐阜県関刃物産業連合会が、不要となった刃物を回収マークと回収箱のある全国の店等（令和3年度約500箇所）で引き取り、使用できるものはリユースし、使用できないものは手厚く供養した後に、新しい刃物に使う鋼材としてリサイクルしている。

刃物の日

11月8日が「イイハ」と語呂合わせがいいことから、生活文化と切っても切り離せない存在である道具としての刃物を見直し、作り手・使い手の立場で大切にして感謝する日として、全国の刃物産地とともに日本記念日協会に平成8年4月に登録している。

PRTR制度

「環境汚染物質排出・移動登録」のことで、工場、事業場所が化学物質の環境への排出量や廃棄物としての移動量を自ら把握し、その結果を行政に報告し、行政が何らかの形で公表するもの。

フードバンク

安全に食べられるのに包装の破損や過剰在庫、印字ミスなどの理由で、流通に出すことができない食品を企業などから寄贈し、必要としている施設や団体、困窮世帯に無償で提供する活動。

プレーパーク

子どもたちが思いっきり遊べるように、極力禁止事項をなくし、自分の責任で自由に遊ぶことができる遊び場。

ら行

リサイクル

廃棄物等を原材料やエネルギー源として有効利用すること。その実現を可能とする製品設

計、使用済製品の回収、リサイクル技術・装置の開発なども取組みのひとつ。

リスクコミュニケーション

リスクについて意見交換することで、相互理解を促進しリスクの低減を図るもの。

リデュース

「減らす（=Reduce）」のことで、食べ残しをしない、詰め替え製品を買うなどのごみになるものを減らす行動。

リユース

「再使用（Reuse）」のことで、修理したり、他の人に譲ったりして、同じ製品を繰り返し使う行動。これに対しリサイクルは「再生利用（Recycle）」のことで、いったん材料まで形を変えることとして区別される。

レッドデータブック

レッドリストに掲載された種について、それらの生息状況や存続を脅かしている原因等を解説した書籍。動物では、①哺乳類 ②鳥類 ③爬虫類 ④両生類 ⑤汽水・淡水魚類 ⑥昆虫類 ⑦貝類 ⑧その他無脊椎動物（クモ形類、甲殻類等）の分類群ごとに、植物では、⑨植物Ⅰ（維管束植物）及び ⑩植物Ⅱ（維管束植物以外：蘚苔類、藻類、地衣類、菌類）の分類群ごとに、計10分類群について作成している。おおむね10年ごとに刊行。

2. 関市環境基本条例

○関市環境基本条例

平成12年3月28日関市条例第28号

改正

平成16年10月6日条例第21号

関市環境基本条例

私たち関市民は、緑豊かな大地と清流長良川の恵みを受け、先人の英知と努力により、多くの伝統的文化を守り育てながら、何世代にもわたり栄えてきた。

しかし、今日の繁栄を支える社会経済活動や物質的な豊かさを追求する生活の営みは、様々な形で環境への負荷をもたらすこととなり、自然の生態系や人類の存続の基盤である地球環境にまで影響を及ぼし始めている。

もとより、すべての市民は、良好な環境の下に、健康で安全な生活を営む権利を有するとともに、健全で恵み豊かな環境を将来の世代に引き継ぐ責務を担っている。

私たちは、豊かな環境の恵みを享受する一方で環境に対して様々な影響を与えていることを認識し、これまで以上に環境の保全に努力するのみならず、更に豊かで快適な環境を作り出すことで、人と自然とが共生することのできる社会の実現に努めなければならない。

ここに、すべての市民の参加と協働により、豊かで快適な環境を保全するとともに新たに創出し、持続的な発展が可能な社会を築くため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創出についての基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策の基本的事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭等によって、人の生命若しくは健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創出は、すべての市民が潤いと安らぎのある恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創出は、すべての者が公害の防止並びに環境資源の適正な管理及び循環的な利用を自主的かつ積極的に図ることによって、持続的な発展が可能な社会が構築されることを目的として行われなければならない。

3 地球環境の保全は、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、豊かで快適な環境の保全及び創出を図るため、市の区域の自然的社会的条件に応じた次に掲げる事項に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- (1) 公害を防止し、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を将来にわたって良好な状態に保持すること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存等を図るとともに、森林、農地、河川、湿地等における多様な自然環境の保全及び創出を図ること。
- (3) 文化財及び歴史的資産の保存を図るとともに、自然と調和した潤いと安らぎがある良好な景観並びに居住環境その他快適な生活環境の保全及び創出を図ること。
- (4) 資源の循環的利用及びエネルギーの有効利用を促進すること。
- (5) 廃棄物の適正処理並びに減量化及び再利用を促進すること。
- (6) 地球環境の保全を積極的に推進すること。

2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、環境への負荷の低減に努め、総合的かつ計画的に行わなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品等が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られるよう必要な措置を講ずるとともに、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境への負荷の低減その他豊かで快適な環境の保全及び創出に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創出に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、その日常生活において、環境への負荷の低減その他豊かで快適な環境の保全及び創出に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創出に関する施策に協力する責務を有する。

(環境基本計画の策定)

第7条 市長は、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、関市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ第15条に規定する関市環境審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第8条 市長は、毎年、市の環境の状況並びに豊かで快適な環境の保全及び創出に関し行った施策等について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(市の施策と環境基本計画との整合)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための経済的措置)

第10条 市は、事業者又は市民が行う環境への負荷の低減を図るための施設の整備その他の適切な措置を助長することにより環境の保全上の支障を防止するため、特に必要があるときは、経済的な助成その他の措置を講ずるものとする。

2 市は、適正かつ公平な経済的負担を求めることにより事業者及び市民が自ら環境への負荷の低減に努めることとなるように誘導する施策に関し、環境の保全上の効果、影響等を十分に調査及び研究をし、必要な措置を講ずることができるものとする。

(環境教育、学習の推進等)

第11条 市は、事業者及び市民が豊かで快適な環境の保全及び創出についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全及び創出に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、教育及び学習の推進並びに広報活動の促進その他必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的な活動を促進するための措置)

第12条 市は、事業者及び市民が自発的に行う緑化運動、再生資源に係る回収運動その他の環境の保全及び創出に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第13条 市は、第11条の教育及び学習の推進並びに前条の自発的な活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全及び創出に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(広域的連携)

第14条 市は、豊かで快適な環境の保全及び創出について広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力して推進するように努めるものとする。

(環境審議会)

第15条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、関市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する基本的事項並びに重要事項を調査及び審議する。

3 審議会は、前項に掲げるもののほか環境の保全及び創出に関し、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員20人以内をもって組織し、生活、自然、社会及び地球環境問題について知識及び意見を持っている者のうちから市長が委嘱する。

5 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 市長は、委員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを解嘱することができる。

(1) 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(2) 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠ったとき。

(3) 委員としてふさわしくない非行があったとき。

(市の施策の推進のための措置)

第16条 市は、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策を推進するため、環境調整会議の設置その他必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成16年10月6日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

3. 諮問・答申

環 第 93 号
令和4年11月21日

関市環境審議会長 様

関市長 尾 関 健 治

第二期関市環境基本計画素案について（諮問）

関市環境基本条例第7条の規定により、第二期関市環境基本計画の素案を作成したので、関市環境審議会のご意見を求めます。

令和5年1月17日

関市長 尾 関 健 治 様

関市環境審議会
会長 田 中 耕

関市環境基本計画について（答申）

令和4年11月21日付環第93号にて市長から諮問のありました第二期関市環境基本計画素案について慎重に協議した結果、案を適当であると認めましたので、別紙「意見書」を添えて答申します。

この答申の趣旨を十分踏まえるとともに、審議の過程で出された意見についても考慮して環境基本計画を推進されるよう要望します。

< 意見書 >

【第2章 関市を取り巻く環境に関する動向】

「国の基本的な動向」に新型コロナウイルス感染症対策に関する記述があるが、今後 20 年間の計画を策定する上では重要ではないので明記しないこと、又は具体的に環境と関連した内容に変更すること。

国の動向として、先日のCOP27についての明記を検討すること。

【第4章 施策の展開】

- (1) 基本目標 I の脱炭素を目指すまちについて、もっと分かりやすい具体的な取り組みを追加すること。
- (2) 令和 4 年 7 月にみどりの食料システム法が施行されていることを受け、農薬・肥料等による環境負荷の低減等の観点から具体的な取り組みに追加し、事業を推進すること。
- (3) 学校における環境教育の推進について、カーボンニュートラルに関する子供たちの理解の深まる取り組みを推進すること。

【第5章 重点施策】

- (1) 重点施策の目標指標について、具体的な指標の設定を検討すること。

第二期 関市環境基本計画

発行 関市市民環境部環境課

〒501-3894 岐阜県関市若草通3丁目1番地

TEL : 0575-22-3131 (代表) FAX : 0575-23-7750

